

焼津市公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

焼津市

改訂の趣旨

本市では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの対策を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。

また、焼津市総合計画を推進する中で、災害に強いまちづくりや中心市街地、地域拠点の形成などのまちづくりを推進するため、平成26年3月に公共施設マネジメント基本計画を策定しましたが、公共施設等総合管理計画の策定に合わせ、建物系公共施設のマネジメントを行うに当たっての基本的な取組方針として、平成27年3月に改訂しました。

その後、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、個別施設の具体的な取組方針や対策を定めた個別施設計画を策定し、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって維持管理・更新等を推進してきました。

公共施設マネジメントに関する取組を一層推進するためには、個別施設計画の策定に伴い実施した点検・診断や同計画に記載した対策の内容等について、公共施設等総合管理計画に反映し、継続的に見直し・充実させていく取組みが重要となります。

本市においても個別施設計画の策定が進み、また、公共施設等総合管理計画の策定から一定の期間が経過したことから、さらなる公共施設マネジメントの推進を総合的かつ計画的に図ることを目的に、公共施設マネジメント基本計画を統合する形で公共施設等総合管理計画の改訂を行いました。

焼津市 令和4年3月

目次

第1章 計画の目的等.....	- 1 -
1 背景と目的.....	- 1 -
(1) 国の動向.....	- 1 -
(2) 本市の取組み.....	- 1 -
(3) 計画の目的.....	- 2 -
2 計画の位置づけ.....	- 3 -
3 対象施設.....	- 4 -
4 計画期間.....	- 5 -
第2章 現状と課題.....	- 6 -
1 人口の推移と将来見通し.....	- 6 -
(1) 総人口の推移.....	- 6 -
(2) 総人口と年代別人口の将来見通し.....	- 7 -
2 財政の状況.....	- 8 -
(1) 歳入の状況.....	- 8 -
(2) 歳出の状況.....	- 9 -
(3) 投資的経費の内訳.....	- 10 -
3 建物系公共施設の現状.....	- 12 -
(1) 保有状況.....	- 12 -
(2) 過去の整備状況.....	- 13 -
4 土木インフラ施設の現状.....	- 15 -
(1) 保有状況.....	- 15 -
(2) 過去の整備状況.....	- 16 -
5 有形固定資産減価償却率.....	- 22 -
6 公共施設等の将来更新費用の推計.....	- 23 -
(1) 建物系公共施設.....	- 25 -
(2) 道路施設.....	- 27 -
(3) 橋梁施設.....	- 27 -
(4) 河川施設.....	- 28 -
(5) 公園施設.....	- 28 -
(6) 上水道施設.....	- 29 -
(7) 下水道施設（公共下水道）.....	- 30 -
(8) 港湾施設.....	- 31 -

(9) 温泉施設.....	- 31 -
(10) 農業土木施設.....	- 32 -
(11) 交通施設.....	- 32 -
(12) 生活排水処理関連施設.....	- 33 -
(13) 公共施設等の更新等に係る経費の見込み.....	- 34 -
(14) 長寿命化対策等の効果額.....	- 36 -
(15) 数値目標の考え方のまとめ.....	- 40 -
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	- 41 -
1 将来を見据えた課題と基本理念.....	- 41 -
(1) 将来を見据えた課題.....	- 41 -
(2) 基本理念.....	- 41 -
2 管理に関する基本的な考え方.....	- 42 -
(1) 点検・診断等の実施方針.....	- 42 -
(2) 維持管理・補修・大規模改修・更新等の実施方針.....	- 42 -
(3) 長寿命化の推進方針.....	- 43 -
(4) 廃合等の推進方針.....	- 43 -
(5) 民間活力の活用方針.....	- 43 -
(6) 余剰資産の利活用方針.....	- 43 -
(7) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針.....	- 44 -
(8) 各種計画との連携方針.....	- 44 -
(9) 広域的な連携等の取組方針.....	- 44 -
(10) ユニバーサルデザイン化等の推進方針.....	- 44 -
3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	- 46 -
第4章 計画の推進に向けて.....	- 62 -
1 全庁的な取組体制の構築方針.....	- 63 -
2 計画の進行管理.....	- 63 -

第1章 計画の目的等

1 背景と目的

(1) 国の動向

平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機に、国においては、社会資本の老朽化対策による安全・安心の確保を重要な施策課題としたうえで、早急に建物系公共施設と土木インフラ施設のすべての公共施設（以下「公共施設等」という。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成26年4月には、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請を行いました。

(2) 本市の取組み

本市では、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、主に昭和40年代から60年代にかけて公共施設等の建設・整備が行われてきました。

これらの公共施設等は、年月の経過に伴い、老朽化が進行しており、今後、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の構造が大きく変化することが予測される中で、適切な改修・更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等を最適な状態で持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。

このような状況のもと、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「総合管理計画策定指針」という。）に基づき、平成27年3月に本計画を策定し、その基本的な方針を定めました。

さらに、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定していく中で、公共施設等の総合的適正管理の取組みを進めていくために、平成30年2月に改訂された総合管理計画策定指針、令和3年1月の「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を踏まえ、本計画の改訂を行いました。

(3) 計画の目的

本計画は、「公共施設等の安全・安心を確保するとともに、公共施設等によるサービスを最適かつ持続可能なものとする事」を目的とし、次の3つの方策の実現を目指します。

① 施設需要の変化に応じた質と量の最適化

人口減少、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等、市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方や機能の見直しを進め、また、公民連携や近隣自治体との広域連携等によるサービス提供を含め、公共施設等の最適な質と量を維持します。

② 事後保全から予防保全へ転換

施設に不具合が生じてからの修繕等ではなく、計画的な予防保全を講じることにより、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来にわたり安全・安心に利用できる状態を維持します。

③ 財政負担の軽減と平準化

市全体として総合的な対策を進めるため、公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を把握します。また、公共施設等の再編や改修・更新の効率化や時期の分散化などにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

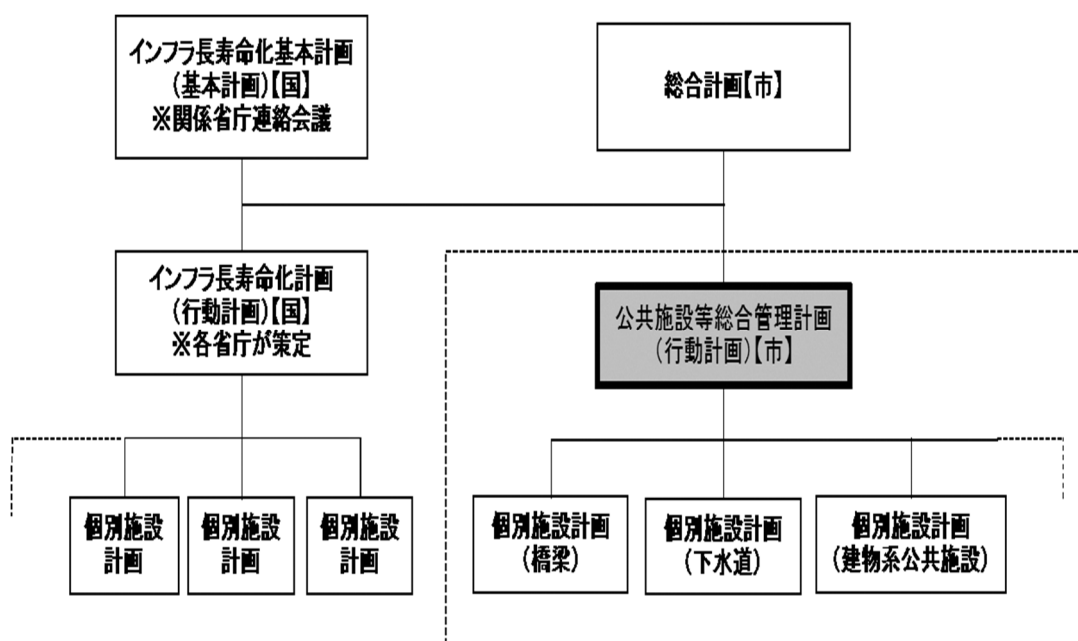
2 計画の位置づけ

本計画は、本市の「焼津市総合計画」の下部計画として、総合計画に掲げる道路、橋梁、上・下水道施設等の長寿命化や適正管理、建物系公共施設のマネジメントの推進などの取組みを具体化するものです。

また、本計画は、建物系公共施設や橋梁などの土木インフラ施設に係る個別施設計画の上位計画として位置づけます。

なお、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」における体系上は、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本市の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。（図 1-1）

図 1-1 本計画の位置づけ



3 対象施設

本計画の対象とする公共施設等とその分類は、以下のとおりとします。

表 1-2 施設分類

会計区分	建物・インフラ区分	施設類型区分	
普通会計	建物系公共施設	事務庁舎施設 文化施設 公民館等施設 学校教育施設 スポーツ施設 子育て支援施設 保健福祉施設	市営住宅施設 産業関連施設 消防施設 防災関連施設 駐車場施設 その他施設
	土木インフラ施設	道路施設 橋梁施設 河川施設 公園施設	港湾施設 農業土木施設 交通施設 生活排水処理関連施設
公営事業会計	建物系公共施設	医療施設 駐車場施設	
	土木インフラ施設	上水道施設 下水道施設（公共下水道）	温泉施設

(1) 建物系公共施設

建物系公共施設（本市が保有する公共建築物のうち、土木インフラ施設に属するもの以外の施設）

(2) 土木インフラ施設

道路施設、橋梁施設、河川施設、公園施設、上水道施設、下水道施設（公共下水道）、港湾施設、温泉施設、農業土木施設、交通施設、生活排水処理関連施設

※ 国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成 26 年 5 月 21 日）における対象施設の考え方を参考とし、原則として次のとおりとします。

- ▶ 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）を計画から除外します。
- ▶ 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤、無線通信機器）を計画から除外します。
- ▶ 財政にほとんど影響しない小規模の施設（渡り廊下、倉庫）等は、将来更新費用の推計から除外します。

(3) 市有地

市が保有する公共施設等の敷地や普通財産などの土地については、公共施設等としての維持管理や更新等の対象とはなりません。市が保有する公的不動産として有効活用等のマネジメントを推進する必要があることから、この計画の間接的な対象資産として位置づけるものとします。

4 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から令和26年までの30年間とします。

なお、総合管理計画策定指針においては、計画期間は「少なくとも10年以上」としつつ、将来人口の見通しとして約30年先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。総合管理計画策定指針に整合した長期的な視野を持ちながら、本市で投資的経費の財源負担が多くなる大規模な更新時期に備えるため、計画期間を30年とするものです。

第2章 現状と課題

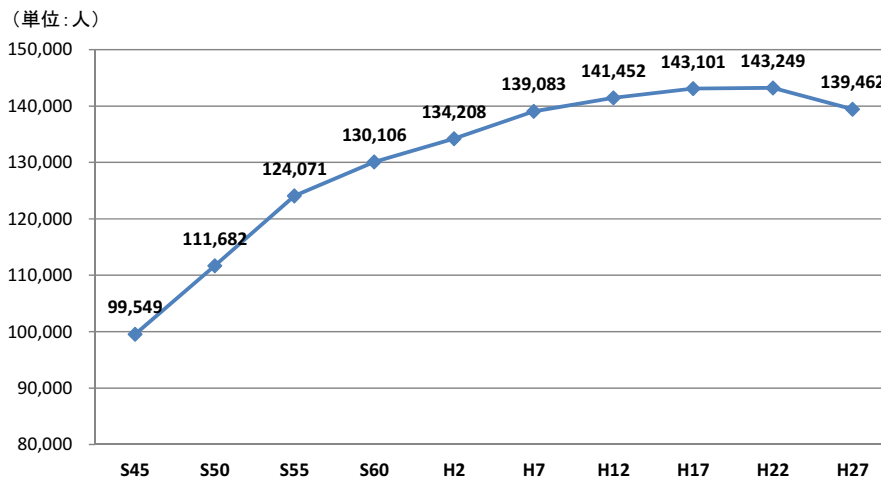
1 人口の推移と将来見通し

(1) 総人口の推移

国勢調査に基づく本市（旧大井川町を含む。）の人口の推移（図2-1）は、昭和45年の国勢調査では99,549人でしたが、平成2年の国勢調査では134,208人と20年間で34,659人増加しました。その後、人口は平成22年までゆるやかに増加し続けましたが、平成27年の国勢調査では139,462人と減少に転じました。

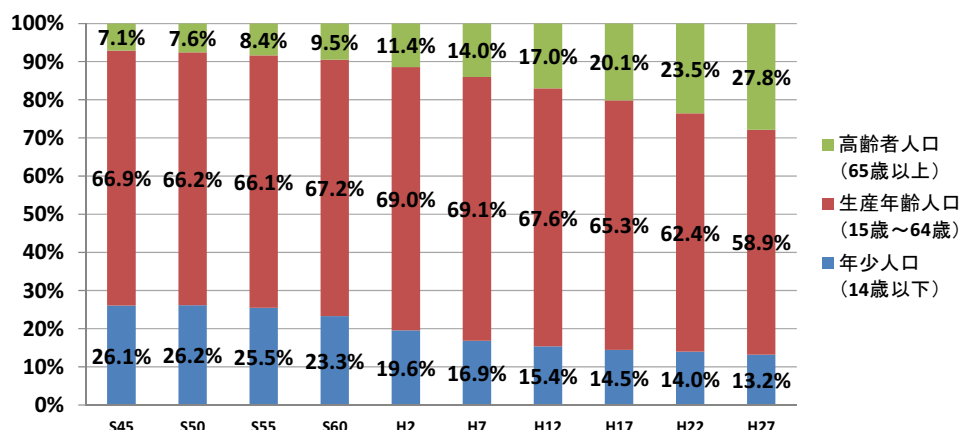
また、年齢構成別の構成割合（図2-2）をみると、年少人口（14歳以下）は、昭和45年の国勢調査では全人口の26.1%を占めていましたが、平成27年の国勢調査では全人口の13.2%に減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は、昭和45年の国勢調査では全人口の7.1%でしたが、平成27年の国勢調査では全人口の27.8%に増加しています。

図2-1 人口の推移



資料：国勢調査人口

図2-2 年齢構成別の構成割合



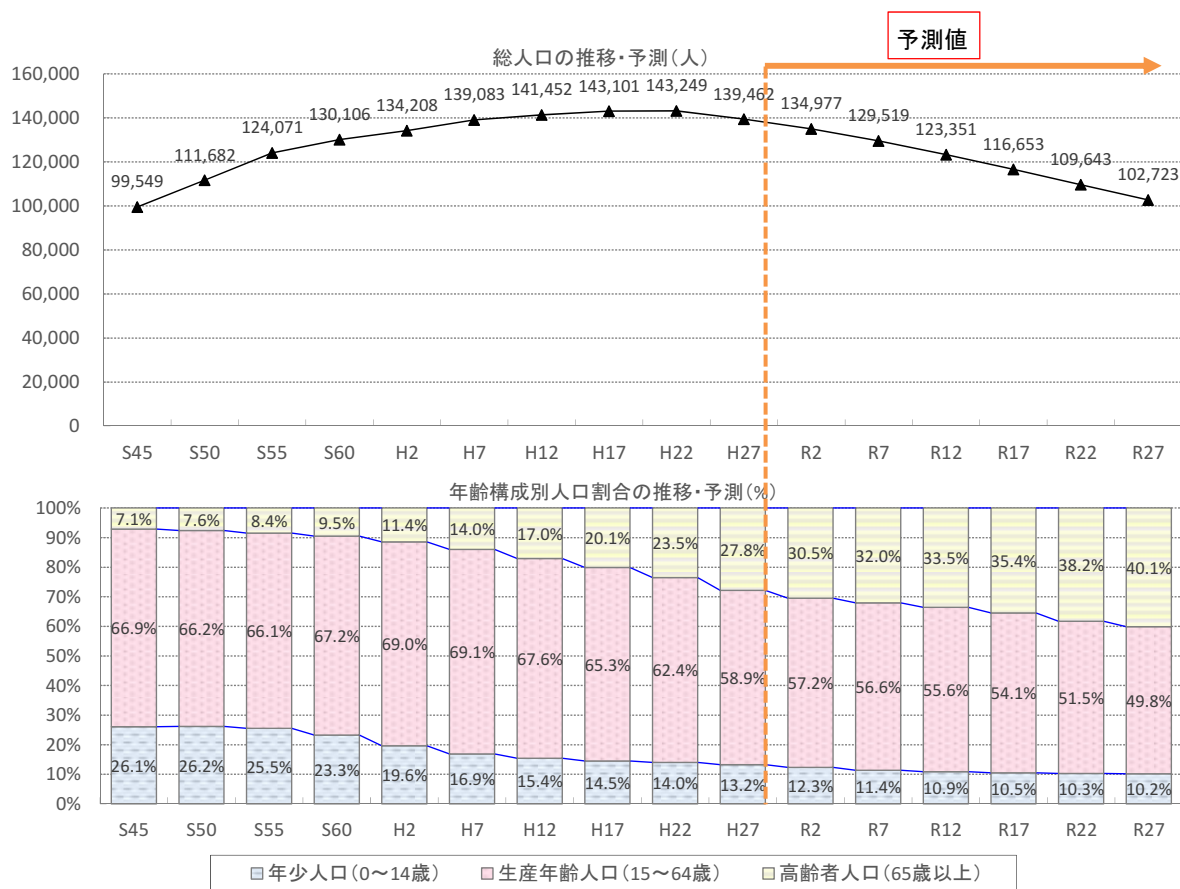
(2) 総人口と年代別人口の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所が公表（平成30年3月）した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和27年における全国の市町村の総人口は、7割以上の自治体で平成27年に比べて2割以上減少すると推計され、この頃には3割近くの自治体で65歳以上の高齢者人口が5割以上を占めるようになるという予測がされています。

本市に関しては、令和7年には総人口は13万人を下回り、令和27年の総人口は約10.3万人になると推計されています。また、平成27年の国勢調査では年少人口（14歳以下）の割合は約13.2%でしたが、令和27年には約10.2%に減少し、一方、平成27年の高齢者人口（65歳以上）の割合は約27.8%でしたが、令和27年には40.1%に増加すると推計されています。（図2-3）

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少は税収（自主財源）の減少、高齢者の増加は社会保障費の増加につながるものと予想されます。

図2-3 将来人口予測



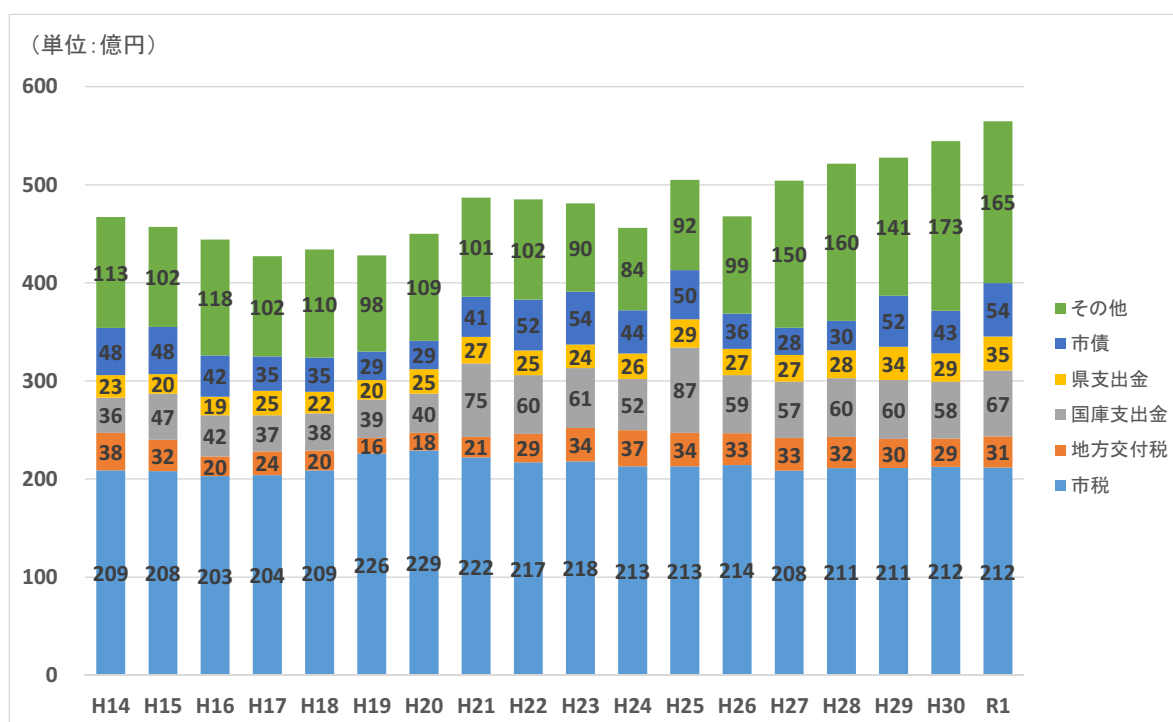
資料：（実績値）国勢調査人口 （予測値）国立社会保障・人口問題研究所公表資料

2 財政の状況

(1) 歳入の状況

本市の歳入状況を普通会計決算ベースでみると（図2-4）、ここ数年、歳入全体は増加傾向にあります。その約4割を占める市税については大きな変化はありません。少子高齢化の進展により今後、税収が減少することが想定されるため、歳入の状況を見極めながら適正な予算編成を行う必要があります。

図2-4 歳入状況（普通会計決算）



※H14～H19の歳入決算額には旧大井川町分を単純合算しています。（資料 財政課）

【歳入に関わる語句の説明】

○普通会計

地方公共団体ごとに各会計が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較するための統計上用いられる会計区分で一般会計と3つの特別会計の純計をいう。焼津市では他に5つの特別会計と3つの企業会計がある。

○地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわず、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために国税の一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税のこと。普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。

○国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等。

○県支出金

県の市町村に対する支出金。

○市債

地方公共団体の長期借入金（年度を超えて元利を償還する借入金）のことをいう。

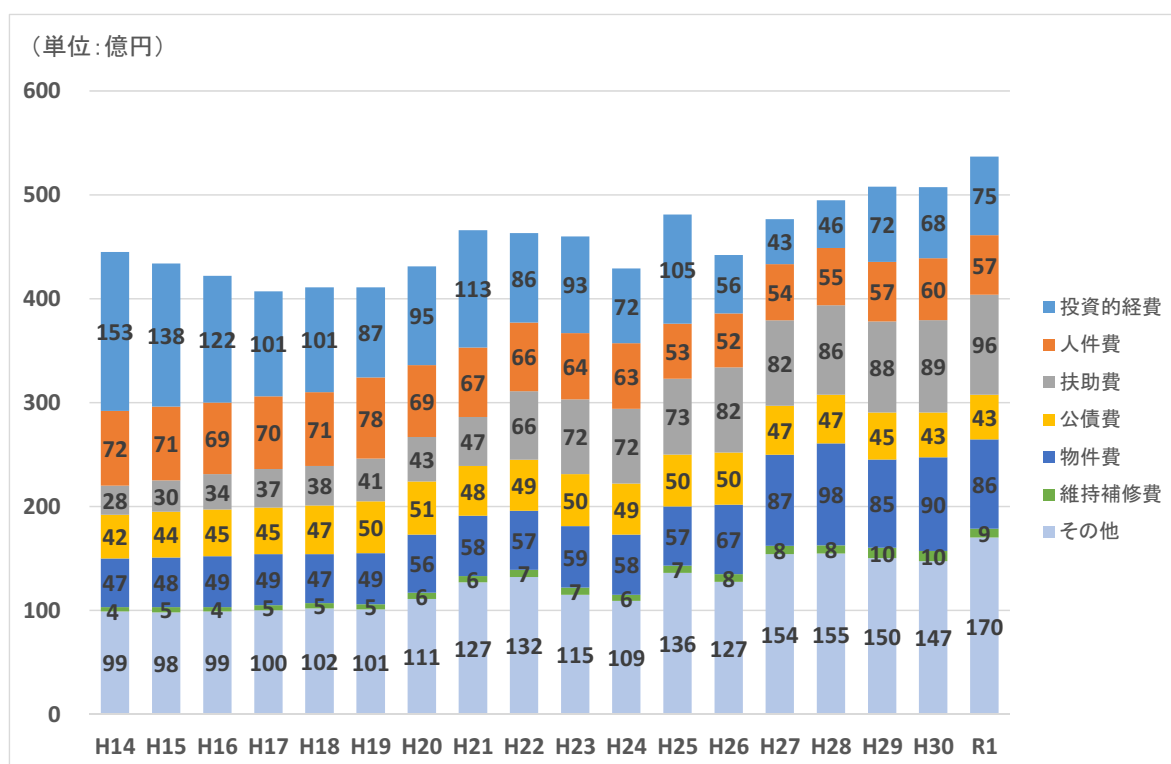
(2) 歳出の状況

本市の歳出状況の推移を普通会計決算ベースでみると（図 2-5）、社会保障制度に充てられる扶助費は年々増加しており、平成 21 年から令和元年までの 10 年間で約 2 倍に増加しています。少子高齢化の進展、子育て支援制度の充実などから今後も同様の傾向が続くものと想定されます。

一方で、公共施設建設等の社会資本整備等に要する投資的経費については、増減はありますが、全体的に減少傾向です。（図 2-6）

今後、歳入の増加が見込めないこと、義務的経費である扶助費の増加が見込まれることから、投資的経費に充てられる予算も限られる状況です。

図 2-5 歳出状況（普通会計決算）

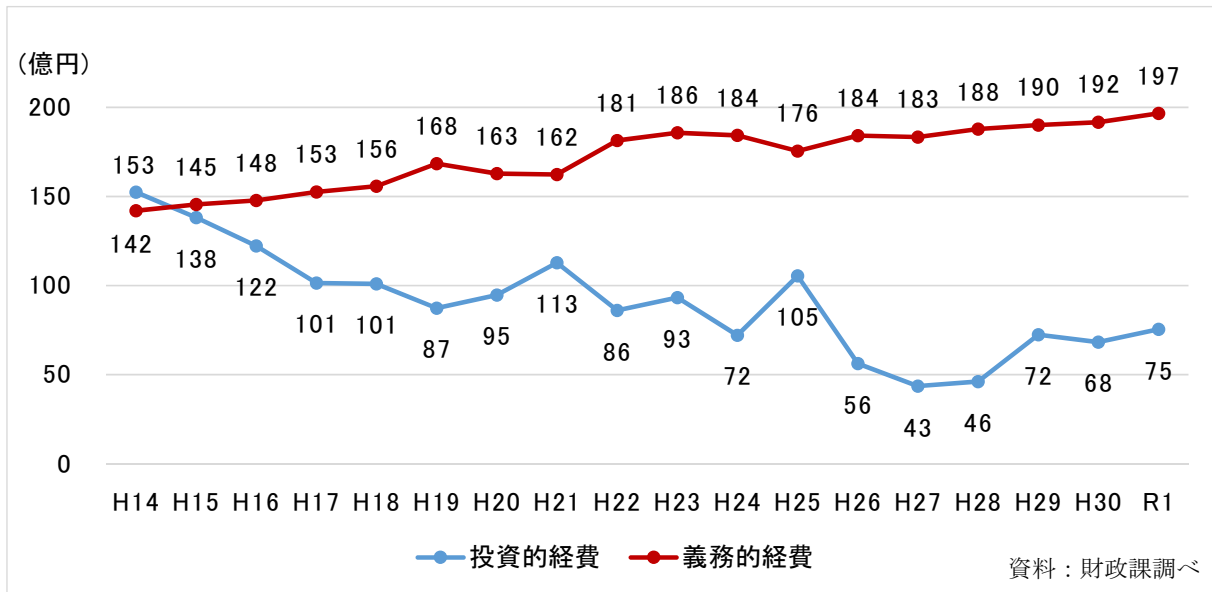


【歳出に関わる語句の説明】

資料：財政課調べ

- 投資的経費
道路、橋梁、公園、学校、公営住宅等の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。
- 義務的経費
非弾力的性格の強い経費で、一般には、人件費、扶助費、公債費を指す。
- 人件費
議員報酬、職員給与、その他報酬の額。
- 扶助費
社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者等に対する支援に要する経費。児童手当・医療費助成、生活保護費等。
- 公債費
地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- 物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的（支出の効果が単年度または極めて短期的なもの）費用の総称。
- その他
上記に該当しないもの。

図 2-6 義務的経費・投資的経費の推移（普通会計決算）



(3) 投資的経費の内訳

平成27年度から令和元年度までの5か年の投資的経費について、建物系公共施設、土木インフラ施設ごとで集計した場合、建物系公共施設は、1年当たりの平均額が約18.2億円となっています。（図2-7）

また、土木インフラ施設では、1年当たりの平均額が約31.0億円となっており、その内訳は、上水道施設が最も多く、約9.9億円（32%）となっています。（図2-8）

図 2-7 投資的経費【建物系公共施設】の内訳（単位：億円）

資料：地方財政状況調査

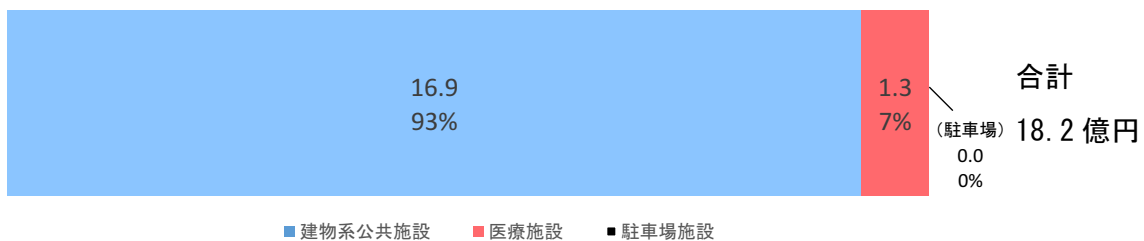
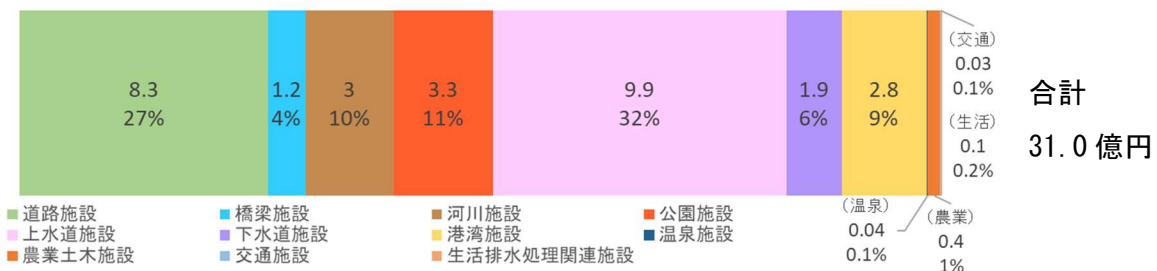


図 2-8 投資的経費【土木インフラ施設】の内訳（単位：億円）

資料：地方財政状況調査



平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年の投資的経費を会計別（普通会計、公営企業会計）にみると、普通会計では、1 年当たりの平均額が約 36.1 億円となっており、その内訳は、建物系公共施設が約 16.9 億円（47%）となっています。（図 2-9）

また、公営事業会計では、1 年当たりの平均額が約 13.1 億円となっており、その内訳は、上水道施設が最も多く、約 9.9 億円（75%）となっています。（図 2-10）

図 2-9 投資的経費【普通会計】の内訳（単位：億円）

資料：地方財政状況調査

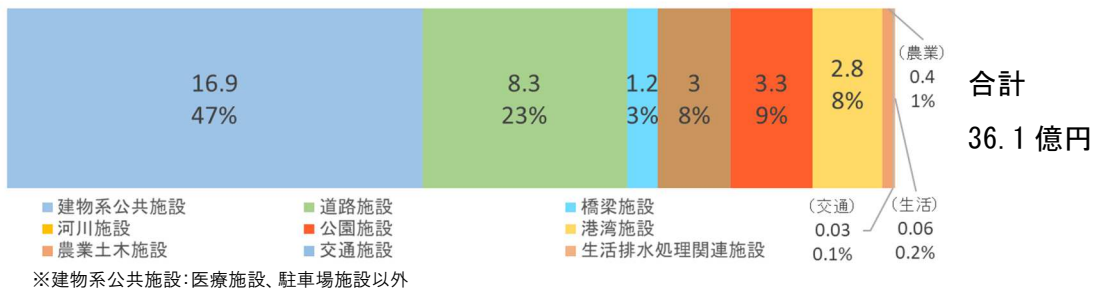
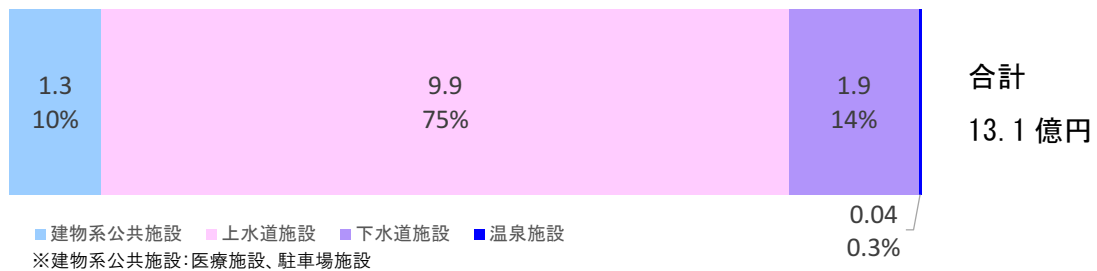


図 2-10 投資的経費【公営事業会計】の内訳（単位：億円）

資料：地方財政状況調査



3 建物系公共施設の現状

(1) 保有状況

本市が保有する建物系公共施設には、市民の皆さまに広く利用されている公民館や体育館、図書館、市庁舎などの施設があり、また、焼津市文化センターのように一つの建物内に異なるサービス・機能を提供する複数の施設を併設した複合施設もあります。

令和元年度末現在、対象施設数は 234 施設、建物棟数は 622 棟、延床面積は 361,045.8 m²となっています。（表 2-1）

また、施設用途別の延床面積の内訳を見ると、学校教育施設が約 163,753.3 m²で 45.4%を占めています。次いで医療施設が 36,033.8 m²で全体の 10.0%を占め、市営住宅施設が 27,456.0 m²で全体の 7.6%を占めています。（表 2-1）

表 2-1 施設用途別分類別保有量

施設大分類	施設数	建物数 (棟)	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
事務庁舎施設	7	24	23,999.7	6.7%
文化施設	10	16	21,692.3	6.0%
公民館等施設	38	45	23,459.2	6.5%
学校教育施設	24	245	163,753.3	45.4%
スポーツ施設	14	21	18,913.5	5.2%
子育て支援施設	19	38	13,668.2	3.8%
保健福祉施設	11	21	18,441.7	5.1%
医療施設	2	23	36,033.8	10.0%
市営住宅施設	11	63	27,456.0	7.6%
産業関連施設	14	25	3,768.5	1.0%
消防施設	23	34	3,789.1	1.0%
防災関連施設	51	51	2,547.1	0.7%
駐車場施設	5	5	1,681.2	0.5%
その他施設	5	11	1,842.3	0.5%
合計	234	622	361,045.8	100.0%

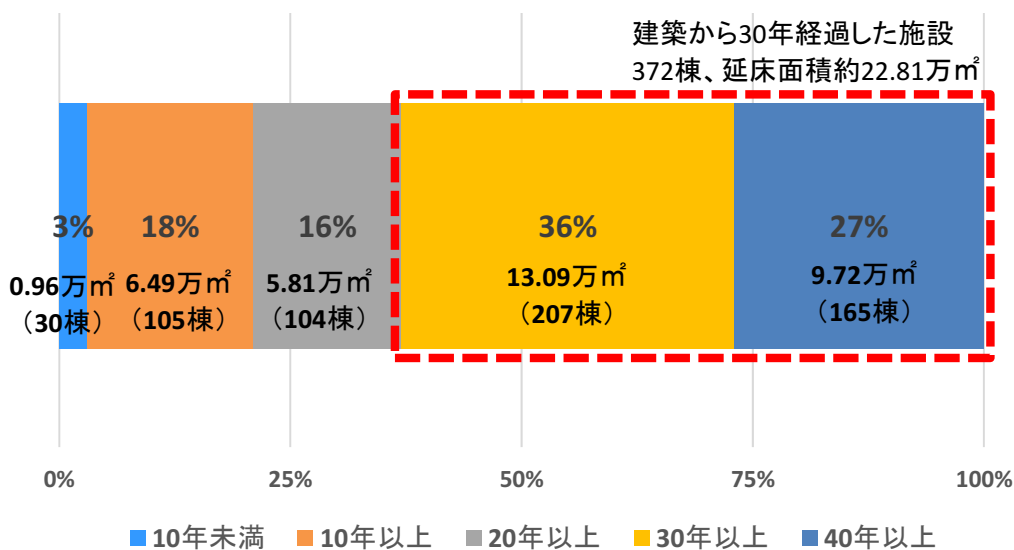
(2) 過去の整備状況

建物系公共施設の延床面積の築年別整備状況（図 2-13）をみると、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて建築された建物が多くを占めています。昭和 57 年には市立総合病院の本館など（3 棟、延床面積約 31,000 ㎡）が整備されるなど、最も多くの施設（延床面積約 33,000 ㎡）が整備されました。その後は、年度ごとの変動はあるものの減少傾向にあります。

一般的に大規模改修や設備更新などが必要とされる建築から 30 年（平成 2 年以前に建築）を経過した施設を築年数別延床面積割合（図 2-11）でみると、建物棟数 372 棟、延床面積約 22.81 万㎡となっており、棟数では全体の 61%、延床面積では 63%を占めており、多くの建物が設備の更新等が必要な状況となっています。

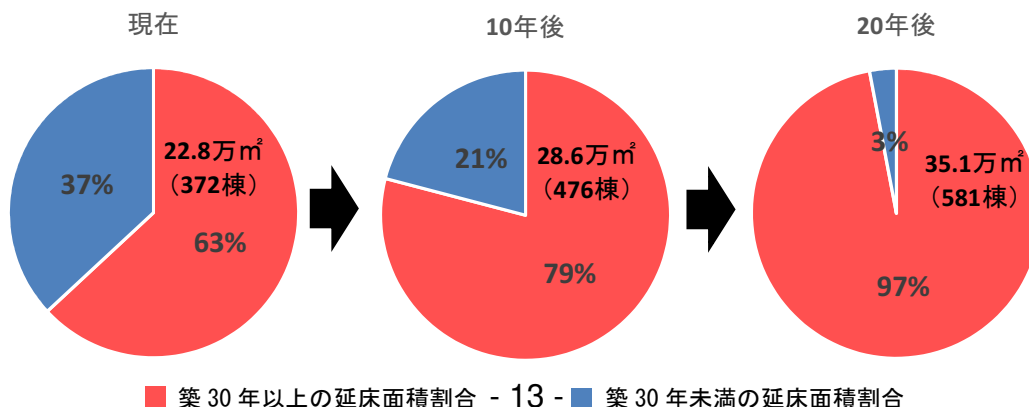
なお、10 年後には建築から 30 年を経過した施設は建物棟数 476 棟（全体の 78.0%）、延床面積は約 28.6 万㎡（全体の 79%）、20 年後には建物棟数 581 棟（全体の 95%）、延床面積は 35.1 万㎡（全体の 97%）となります（図 2-12）。

図 2-11 築年数別延床面積割合



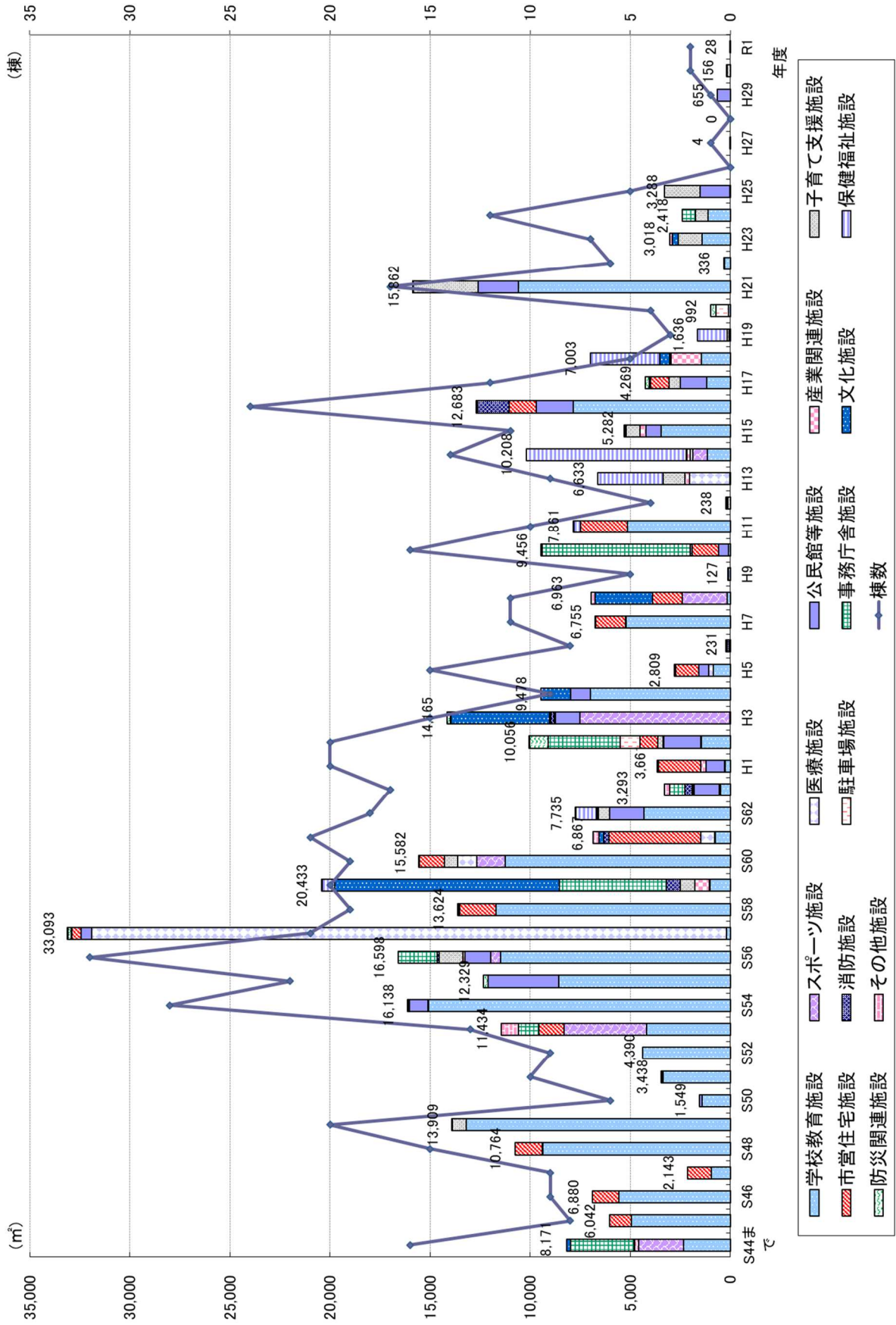
※建築年月等が不明な建物(11棟・364.11㎡)は除いています。

図 2-12 建築から 30 年以上経過した施設の割合（延床面積）



■ 築 30 年以上の延床面積割合 - 13 - ■ 築 30 年未満の延床面積割合

図2-13 築年別整備状況（延床面積）



※年ごとの延床面積は、各棟の延床面積の小数点以下を四捨五入して合計しています。

4 土木インフラ施設の現状

(1) 保有状況

本市の主な土木インフラ施設の保有状況（令和元年度末現在）は、表2-2のとおりです。

表2-2 土木インフラ施設保有状況

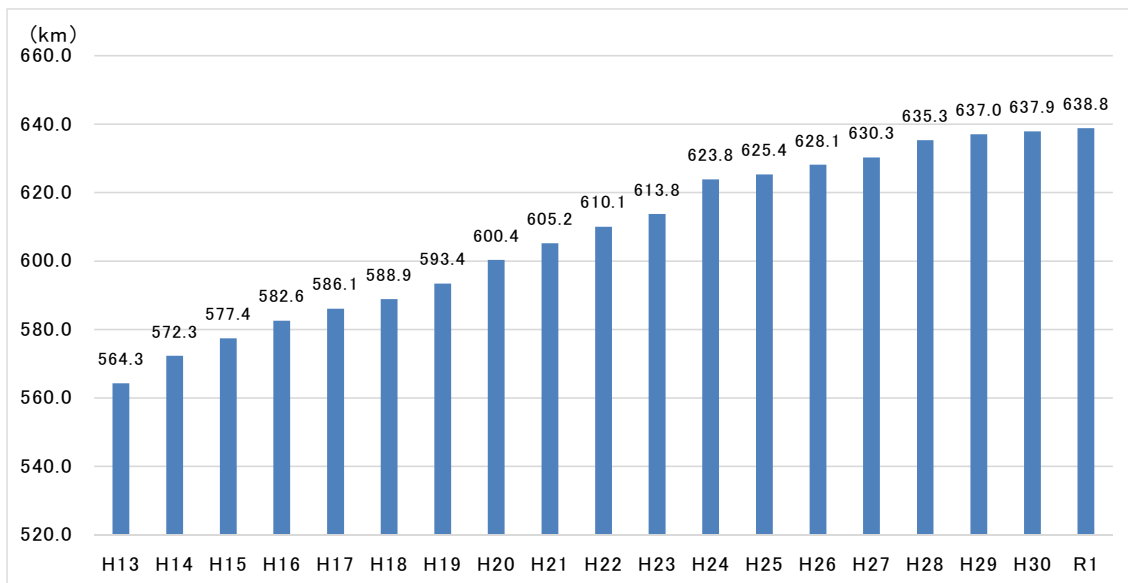
施設類型	種類	保有量	
① 道路施設	1級市道	43 路線	実延長：78,263.94m 面積：848,331.51㎡
	2級市道	55 路線	実延長：87,150.95m 面積：724,763.35㎡
	その他市道	2,845 路線	実延長：768,742.18m 面積：3,746,864.92㎡
	トンネル	1 本	実延長：135.00m
	横断歩道橋	5 橋(80.25m)	
② 橋梁施設	橋梁	1,216 橋(8,361.44m)	
③ 河川施設	準用河川	16 河川	
	ポンプ場	8 か所	
	トイレ等	4 施設 (93.7㎡)	
④ 公園施設	都市公園	136 公園	
⑤ 上水道施設	配水管	902,606.8m	
	導水管	12,398.3m	
	送水管	2,154.1m	
	上水処理施設	配水場 5 施設 (5,336.29㎡)	
	水道庁舎	1 施設 (2,153.54㎡)	
⑥ 下水道施設 (公共下水道)	汚水管渠	171,321.50m	
	雨水管渠	20,157.23m	
	下水処理施設	下水処理場 1 施設 (10,149.03㎡)	
	ポンプ場等	1 施設 (1,498.73㎡)	
⑦ 港湾施設	外郭施設	施設延長 3,882.66m	
	係留施設	施設延長 2,800.40m	
	臨港交通施設	施設延長 2,034.58m	
	保管施設	延床面積 16,846㎡	
	港湾環境整備施設	8 施設	
⑧ 温泉施設	温泉管	4,556m	
⑨ 農業土木 施設	排水機場	5 施設 (1,060.0㎡)	
	農業用排水路	680,000m (概算)	
	林道	4,779m	
	農道	80,714m	
	用水施設 (水門、ポンプ場)	32 施設	
⑩ 交通施設	トイレ、エレベータ等	9 施設 (11,887.86㎡)	
	自由通路橋等	3 橋	
⑪ 生活排水処理 関連施設	コミュニティプラント管渠	7,802.69m	
	コミュニティプラント施設	3 施設 (713.37㎡)	
	し尿中継地	1 施設 (貯留量 167KL)	

(2) 過去の整備状況

① 道路施設（市道）

市内には、高速自動車道、一般国道、県道、市道が整備されており、国や自治体（静岡県、焼津市）、事業者（中日本高速道路株）により管理されています。本市が保有する市道は、令和元年度末現在の市道の実延長は約934.2km、面積は約5.3k㎡で、そのうち、道路の整備延長の状況は次のとおりです。（図2-14）

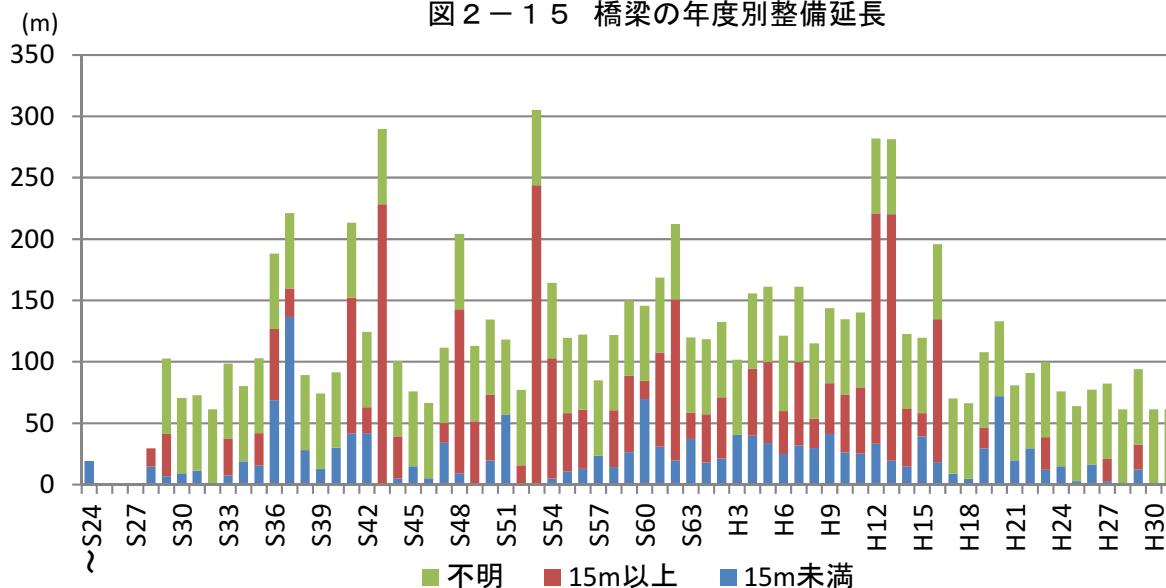
図2-14 市道の改良済延長の推移



② 橋梁施設

橋梁の整備年次は、いくつかのピーク（昭和43年、昭和53年、平成12年、平成13年）があるものの、各年代に分散しています。令和元年度末現在、1,216橋（総橋梁延長約8.4km）を整備し、保有しています。（図2-15）

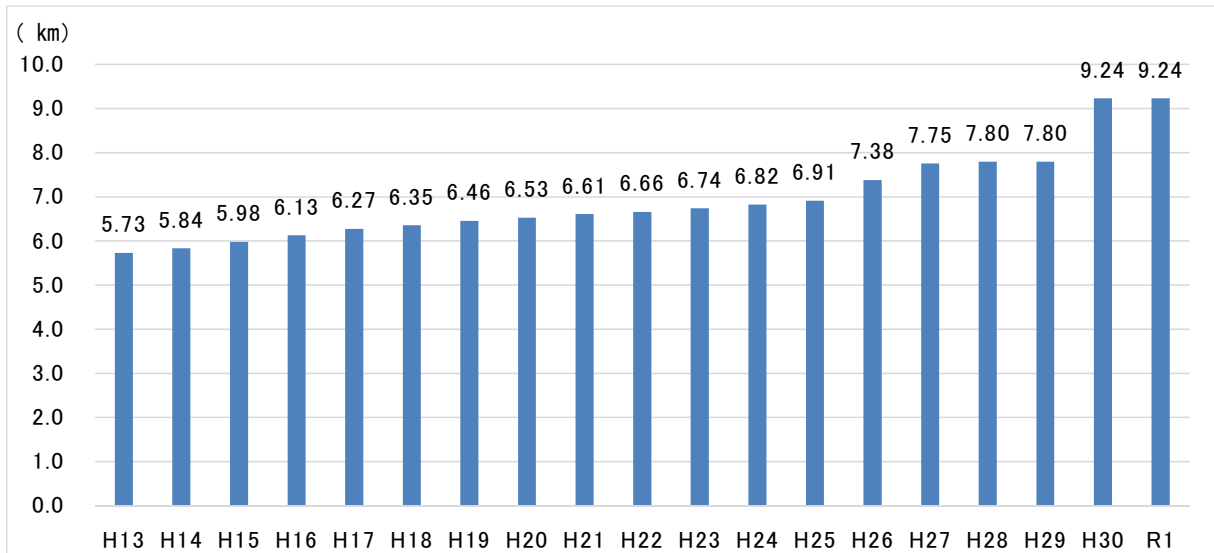
図2-15 橋梁の年度別整備延長



③ 河川施設

市内には、16の準用河川があります。また、令和元年度末現在、ポンプ場8か所、トイレ等を4施設保有しています。準用河川の令和元年度末現在の施工済延長は約9.2kmです。（図2-16）

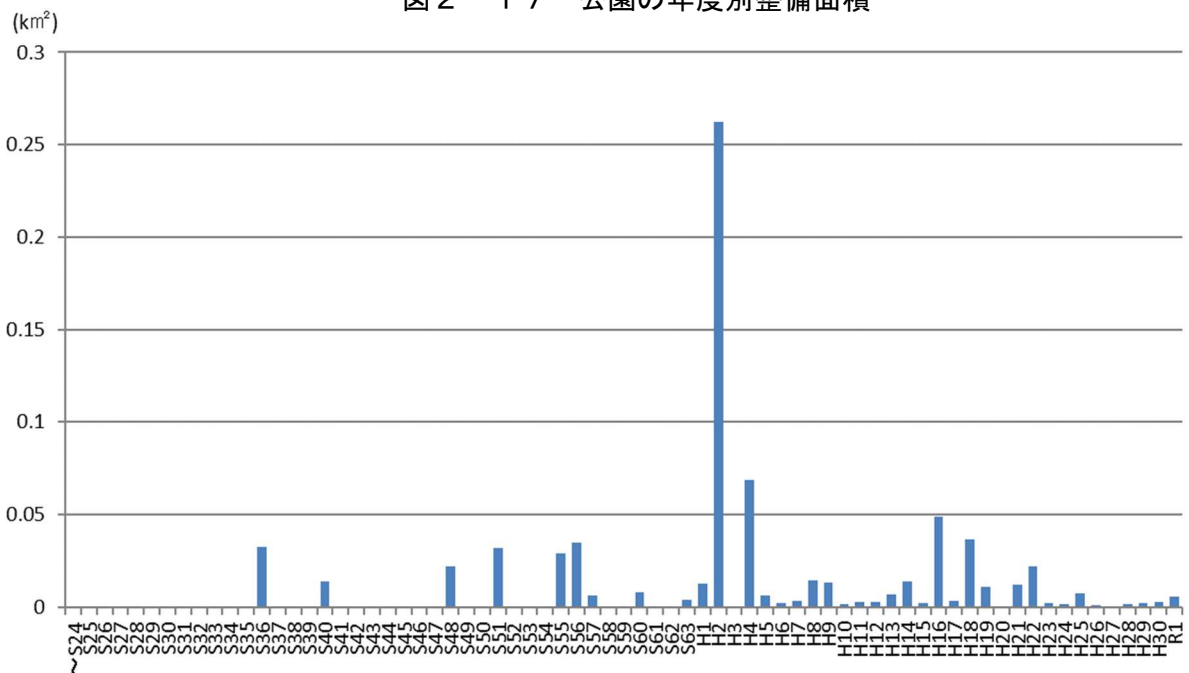
図2-16 河川施設（準用河川）の施工済延長の推移



④ 公園施設

都市公園136施設の整備面積についてみると、約26%が整備から30年を経過しています。公園自体は、経過年数の影響を受けにくい施設ですが、公衆トイレや遊具等の公園施設は、それぞれ相応の老朽化が進んでいます。（図2-17）

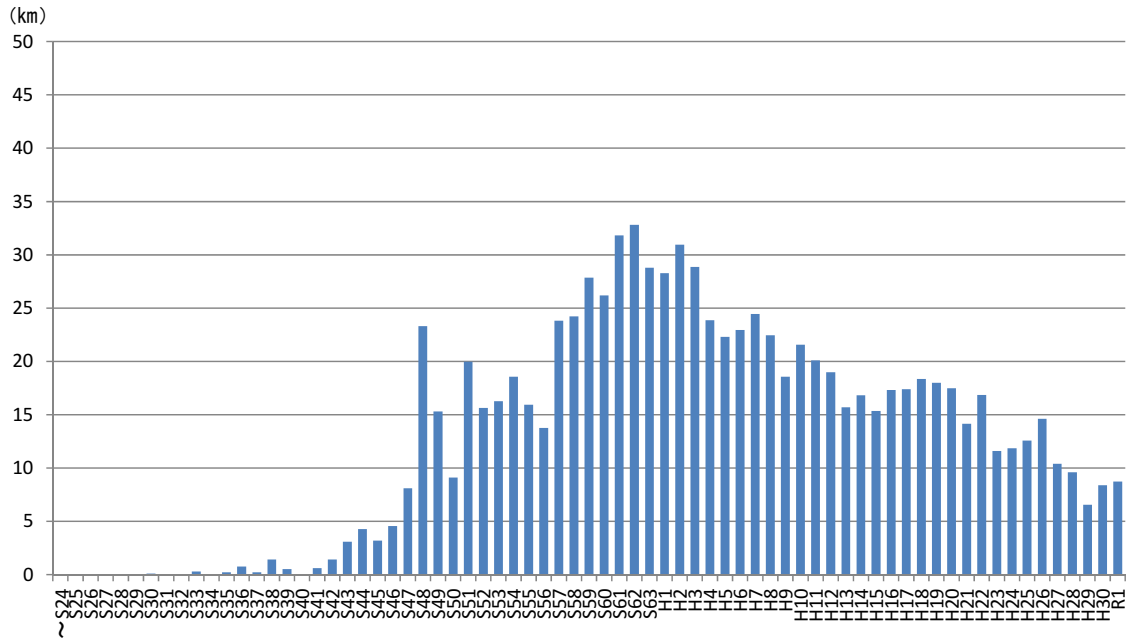
図2-17 公園の年度別整備面積



⑤ 上水道施設

上水道施設は、配水管、導水管、送水管、浄水処理施設（配水場）及び水道庁舎に分類されますが、令和元年度末現在、配水管等の管渠は総延長で約917.2kmです。上水道施設の整備量は、特に昭和57年から平成8年にかけて多く、毎年20km以上の整備を行いました。近年では、毎年5km～10kmの整備を行っています。（図2-18）

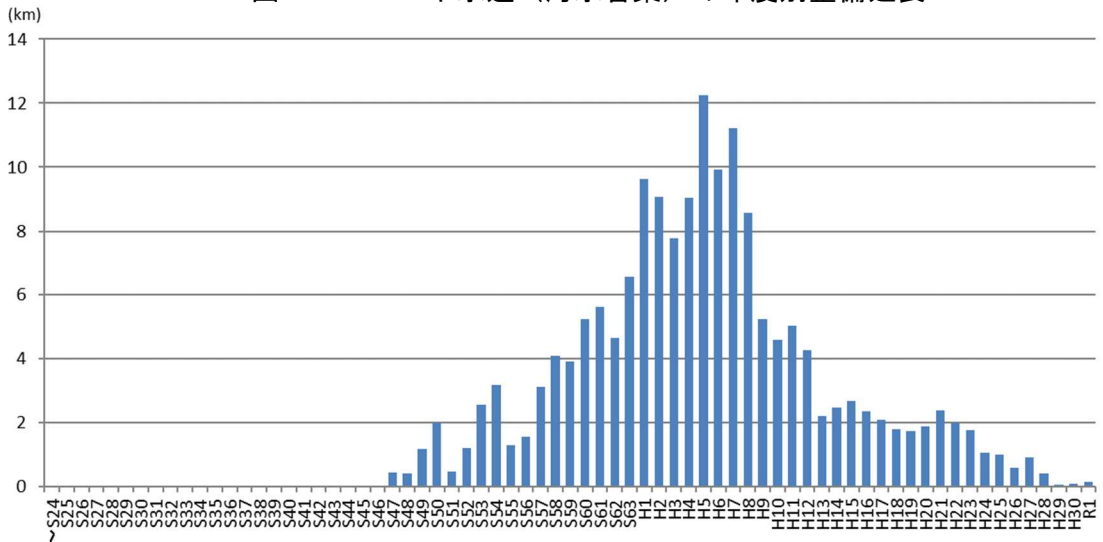
図 2 - 1 8 上水道（管路）の年度別整備延長



⑥ 下水道施設（公共下水道）

下水道施設（公共下水道）は、汚水管渠、雨水管渠、下水処理施設及びポンプ場に分類されますが、令和元年度末現在、汚水管渠の総延長は約171.3kmです。（図2-19）

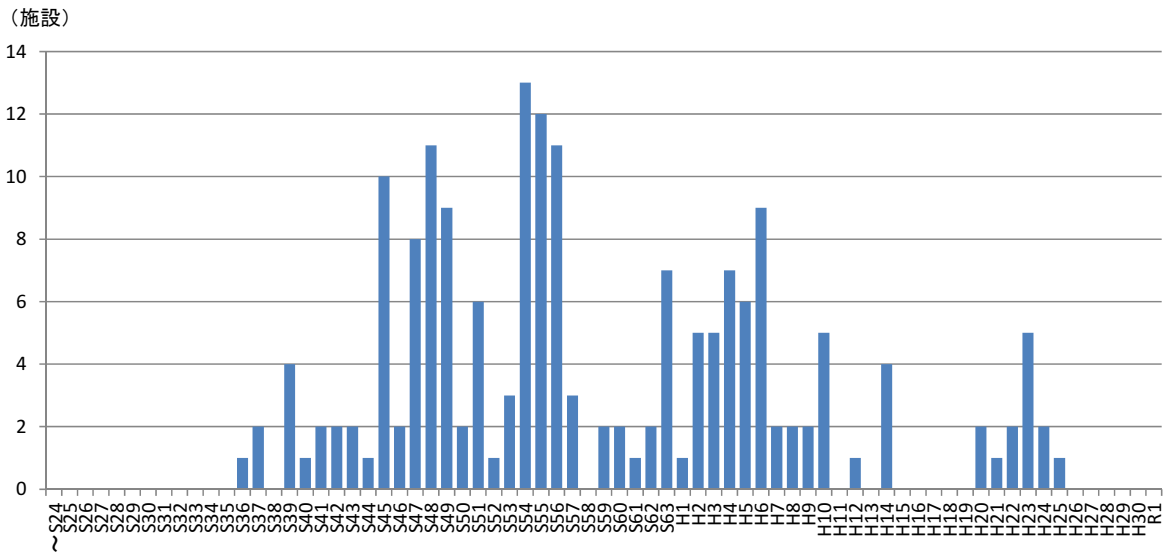
図 2 - 1 9 下水道（汚水管渠）の年度別整備延長



⑦ 港湾施設

港湾施設は、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、保管施設、港湾環境整備施設に分類されますが、令和元年度末現在、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の総延長は約8.7kmです。昭和30年代から整備が開始されており、建設後40年以上を経過し、補修や更新が必要となる施設の割合も高くなっています。（図2-20）

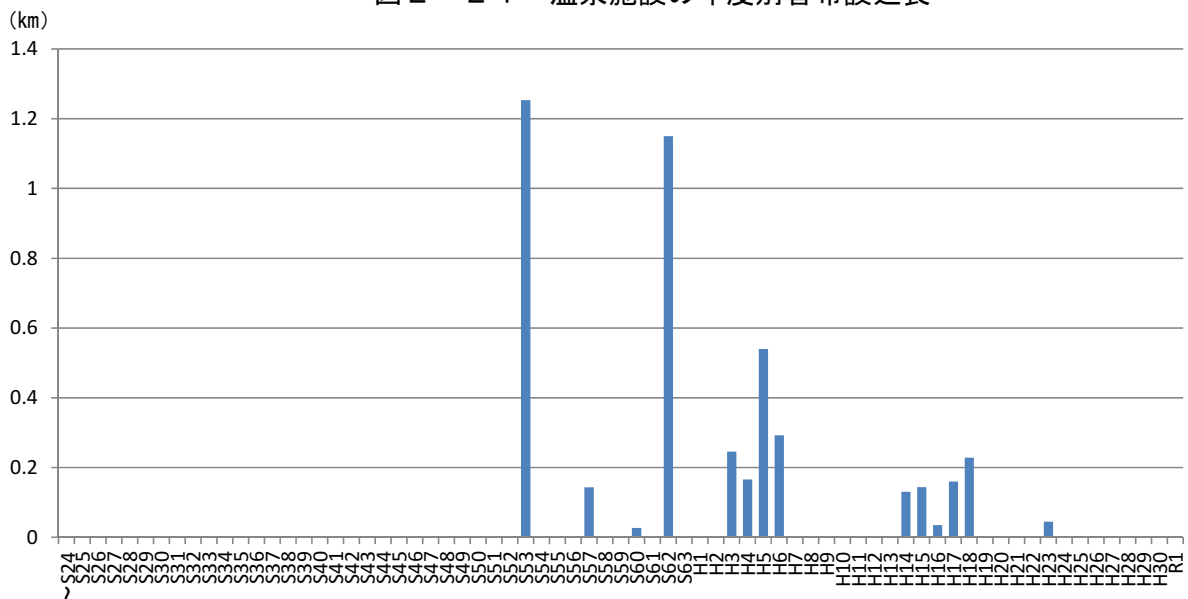
図 2 - 2 0 港湾施設の年度別整備施設数



⑧ 温泉施設

温泉施設は、昭和53年と昭和62年に集中して整備され、令和元年度現在、温泉管の総延長は約4.6kmです。（図2-21）

図 2 - 2 1 温泉施設の年度別管布設延長



⑨ 農業土木施設

農業土木施設は、排水機場、農業用排水路、林道、農道、水門及びポンプ場に分類されますが、令和元年度末現在、農道・林道の総延長は約85.5kmとなっています。（図2-22）

図2-22 農道・林道の整備延長の推移

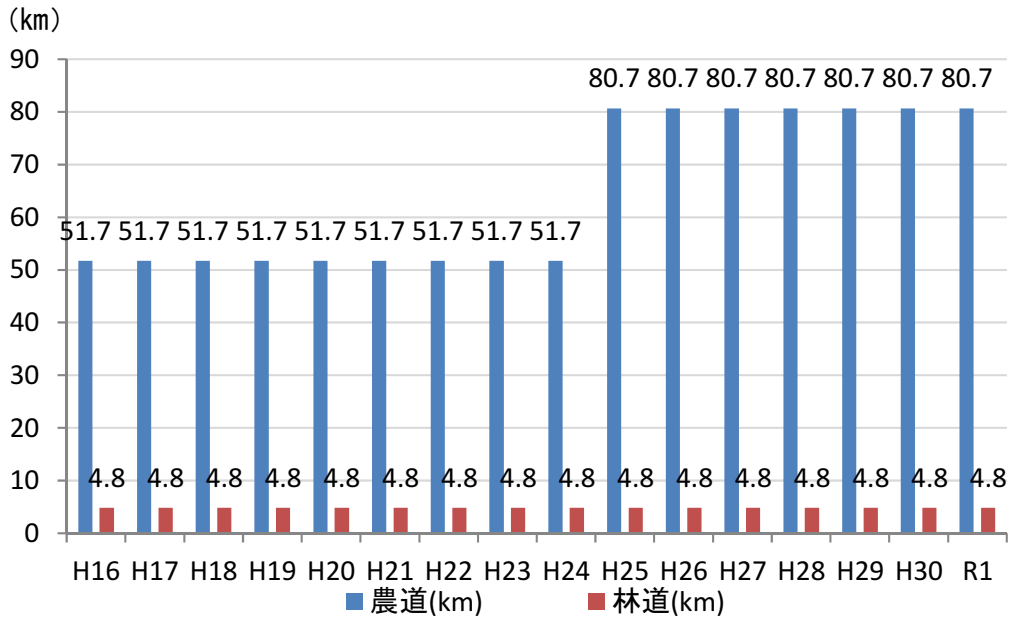


表2-3 排水機場及び用水施設の保有量

排水機場	5施設 (1,060.0m ²)
用水施設 (水門、ポンプ場)	32施設

⑩ 交通施設

交通施設は、焼津駅エレベータや駅前広場のトイレなど9施設、自由通路等3橋を整備しています。(表2-4)

表 2 - 4 交通施設の保有量

施設名称	保有量		設置年
焼津駅エレベータ（南口）2基	延床面積	19.08㎡	平成15年
焼津駅エレベータ（北口）1基	延床面積	9㎡	平成16年
焼津駅北口トイレ	延床面積	22.75㎡	平成12年
西焼津駅北口トイレ	延床面積	34.0㎡	平成元年
焼津駅南口駅前広場	敷地面積	5,392㎡	平成15年
しーがるぶりっじ（横断歩道橋）	延長	69.169m	平成15年
焼津駅北口駅前広場	敷地面積	2,120㎡	平成15年
焼津駅北口広場公共自由通路連絡橋	延長	7.282m	平成16年
焼津駅北口自由通路橋	延長	24.74m	昭和50年
西焼津駅南口駅前広場	敷地面積	2,134.2㎡	平成18年
西焼津駅北口駅前広場	敷地面積	2,156.83㎡	平成18年

⑪ 生活排水処理関連施設

生活排水処理関連施設は、コミュニティプラント管渠、コミュニティプラント施設、貯留槽に分類されます。生活排水処理関連施設は、昭和45年から昭和48年の間に整備されました。(表2-5)

表 2 - 5 生活排水処理関連施設の保有量

施設名称	保有量		設置年
コミュニティプラント管渠	総延長	7,802.69m	
すみれ台住宅団地	延長	3,902.70m	昭和45年
坂本住宅団地	延長	568.08m	昭和46年
つつじ平住宅団地	延長	3,331.91m	昭和48年
コミュニティプラント施設	総延床面積	713.37㎡	
すみれ台住宅団地下水处理場	延床面積	296.00㎡	昭和45年
坂本住宅団地下水处理場	延床面積	7.54㎡	昭和46年
つつじ平住宅団地下水处理場	延床面積	409.83㎡	昭和48年
し尿中継地	容量	167KL	昭和43年

5 有形固定資産減価償却率

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すものです。これは、地方公共団体における資産の老朽化の状況を説明する一つの指標です。

有形固定資産減価償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、老朽化が進んでいるとも考えられます。

有形固定資産減価償却率は、以下の式により計算します。

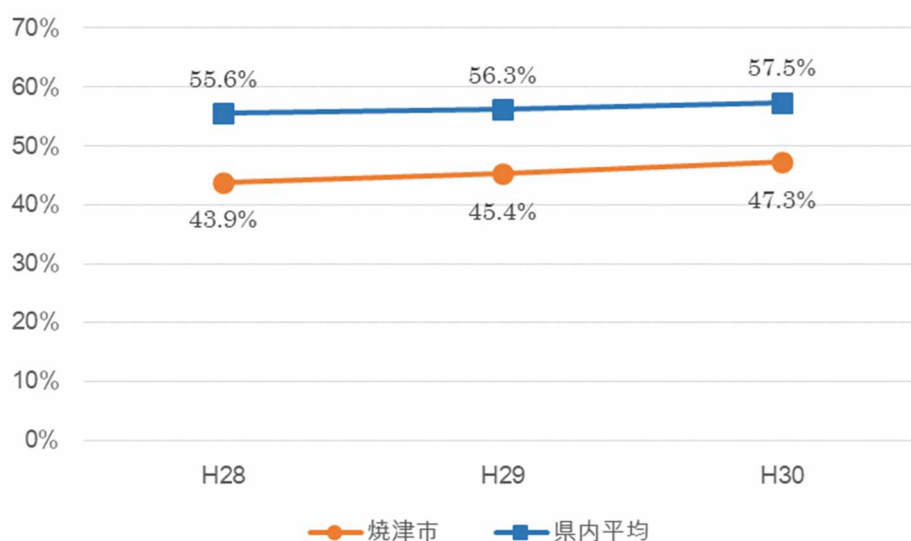
$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} \div \text{取得価額（再調達価額）}$$

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

一般的な目安として有形固定資産減価償却率は35～50%程度とされています。

本市の有形固定資産減価償却率は年々増加しており、平成30年度時点では47.3%となっています。静岡県内の市町のうち、政令指定都市を除く33市町の平均と比較すると低い値となっていますが、今後、耐用年数の到達とともに償却率が高くなることが予想されます。（図2-23）

図2-23 有形固定資産減価償却率の推移



資料：公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（総務省）

6 公共施設等の将来更新費用の推計

本市が保有する公共施設等の将来更新費用の推計について、以下の三通りの試算データを使用します。

① 個別施設計画等における推計結果

- ・所管課が策定した個別施設計画等の推計結果を踏襲し、本計画へ反映します。
- ・建物系公共施設で個別施設計画等や推計結果がない施設については、「焼津市個別施設計画」の推計方法を準用し、試算します。

② 総務省ソフト

- ・①の計画等がない、または作成中の施設については、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」（以下「総務省ソフト」という。）を活用し、現在保有する公共施設等を将来も同種・同規模で、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用を試算します。
- ・①の計画等がある施設においても、将来更新費用の比較検討のため、上記の費用を試算しています。
- ・総務省ソフトで更新費用を推計することができる施設類型は、建物系公共施設、道路施設、橋梁施設、上水道施設、下水道施設のため、一部の施設はそれらの推計手法を準用し、試算します。

③ 過去の実績

- ・定期的な修繕・更新等の判断が難しく、②を用いた将来費用の想定ができない施設については、過去5年間に要した経費の平均額が今後も継続すると想定します。

表 2 - 6 将来費用推計方法一覧

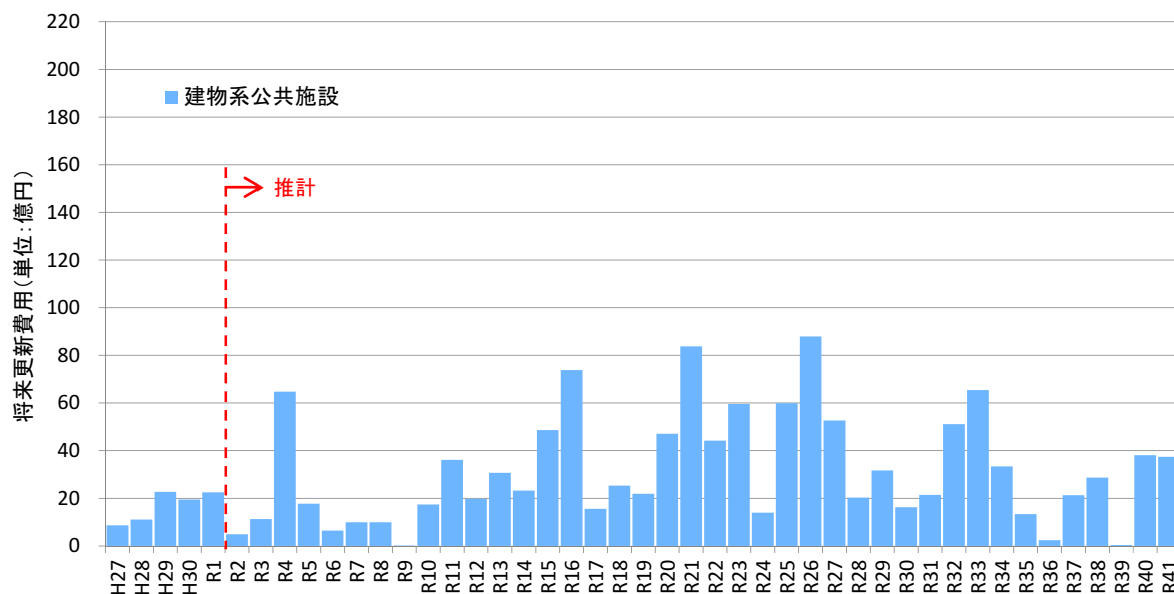
施設分類	対象	推計方法【使用データ】	更新等の考え方	会計区分
建物系公共施設	建物（下記以外）	① 個別施設計画等	更新：80年、 大規模改修：40年	普通会計
	医療、駐車場			公営事業 会計
道路施設	市道	② 総務省ソフト【舗装面積(m ²)】	更新（打換え）：15年	普通会計
橋梁施設	橋梁	② 総務省ソフト【橋梁延長(m)】	更新（架替え）：60年	普通会計
河川施設	準用河川・ポンプ場等	③ 過去の実績	—	普通会計
公園施設	都市公園	③ 過去の実績	—	普通会計
上水道施設	配水管・導水管・送水管、 上水処理施設	① 個別施設計画等	—	公営事業 会計
下水道施設	汚水管渠（公共下水道）、 下水処理施設・ポンプ場	① 個別施設計画等	—	公営事業 会計
港湾施設	外郭施設等	③ 過去の実績	—	普通会計
温泉施設	温泉管	② 総務省ソフト【管路延長(m)】 ※下水道施設準用	更新：50年	公営事業 会計
農業土木施設	排水機場等	③ 過去の実績	—	普通会計
交通施設	エレベータ等	② 総務省ソフト【延床面積(m ²)】 ※建物系公共施設準用	更新：60年、 大規模改修：30年	普通会計
	自由通路橋	② 総務省ソフト【橋梁延長(m)】 ※橋梁施設準用	更新（架替え）：60年	普通会計
生活排水処理関連施設	コミュニティプラント管渠	② 総務省ソフト【管路延長(m)】 ※下水道施設準用	更新：50年	普通会計
	コミュニティプラント施設	② 総務省ソフト【延床面積(m ²)】 ※建物系公共施設準用	更新：60年、 大規模改修：30年	普通会計

(1) 建物系公共施設

1) 建物系公共施設（普通会計）

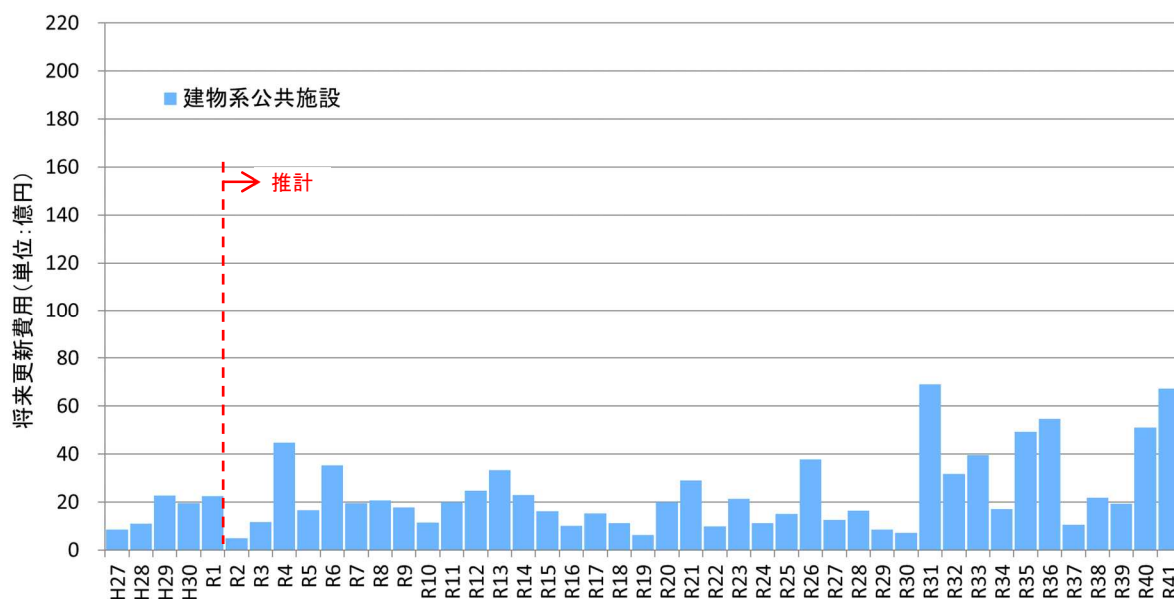
- ① 総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約1,268.2億円で、年平均は約31.7億円と見込まれます。（図2-24）

図2-24 建物系公共施設の将来更新費用



- ② 個別施設計画等における将来更新費用の試算結果によると、今後40年間の総事業費は、約962.5億円で、年平均は約24.1億円と見込まれます。（図2-25）

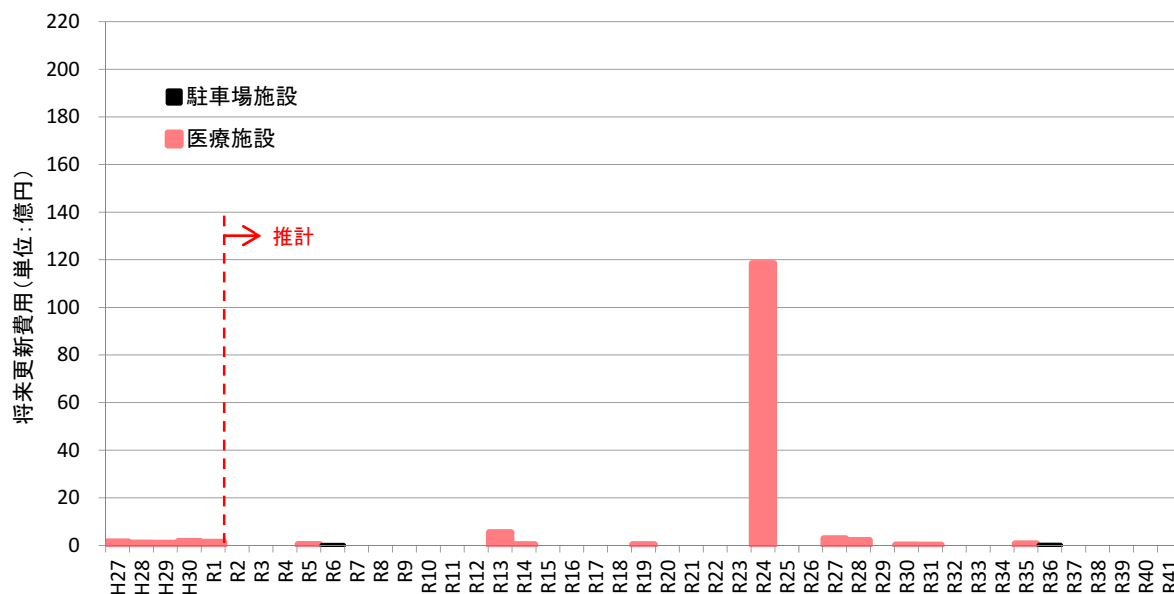
図2-25 建物系公共施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



2) 建物系公共施設（公営事業会計）

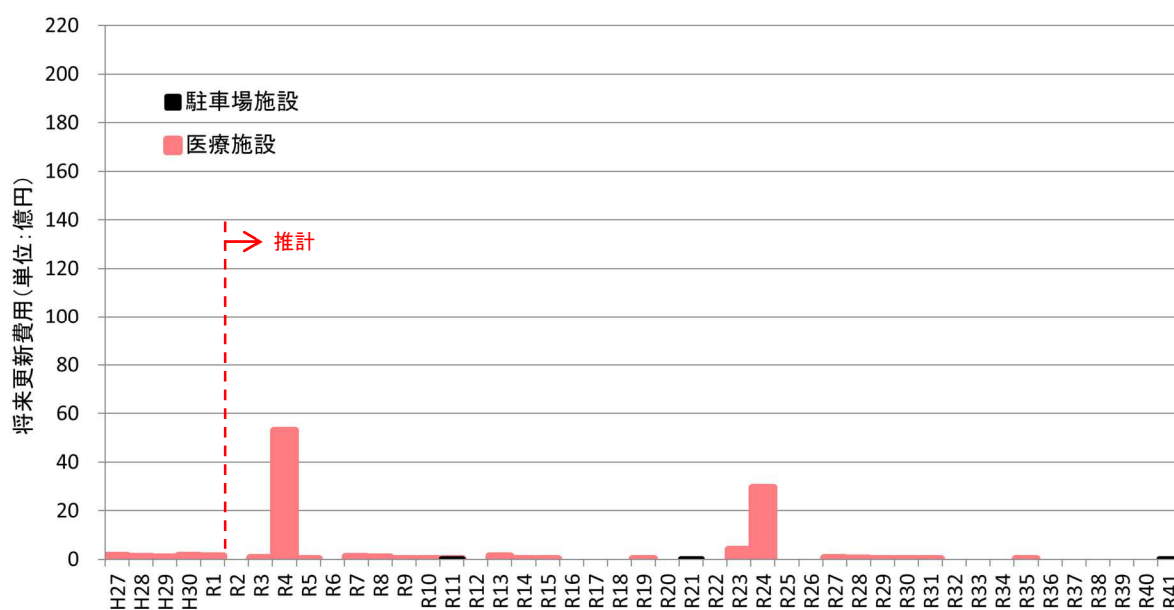
- ① 建物系公共施設のうち、公営事業会計の医療施設、駐車場施設について、総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約131.3億円で、年平均は約3.3億円と見込まれます。（図2-26）

図 2 - 2 6 建物系公共施設の将来更新費用



- ② 建物系公共施設のうち、公営事業会計の医療施設、駐車場施設について、個別施設計画等により将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約93.9億円で、年平均は約2.3億円と見込まれます。（図2-27）

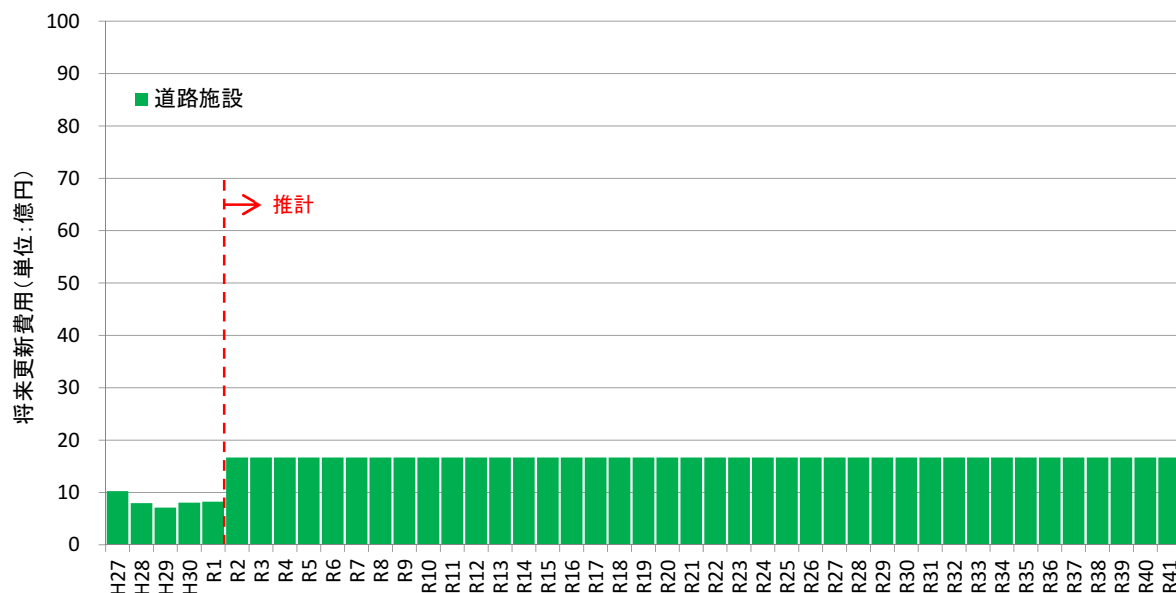
図 2 - 2 7 建物系公共施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



(2) 道路施設

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約666.8億円で、年平均は約16.7億円と見込まれます。(図2-28)

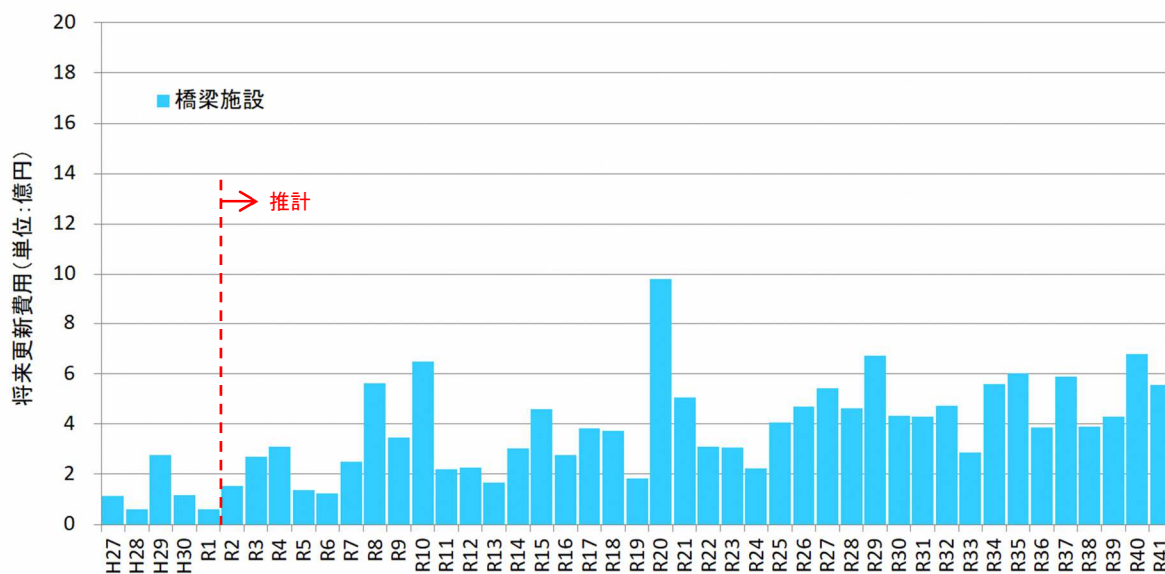
図2-28 道路施設の将来更新費用



(3) 橋梁施設

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約160.8億円で、年平均は約4.0億円と見込まれます。(図2-29)

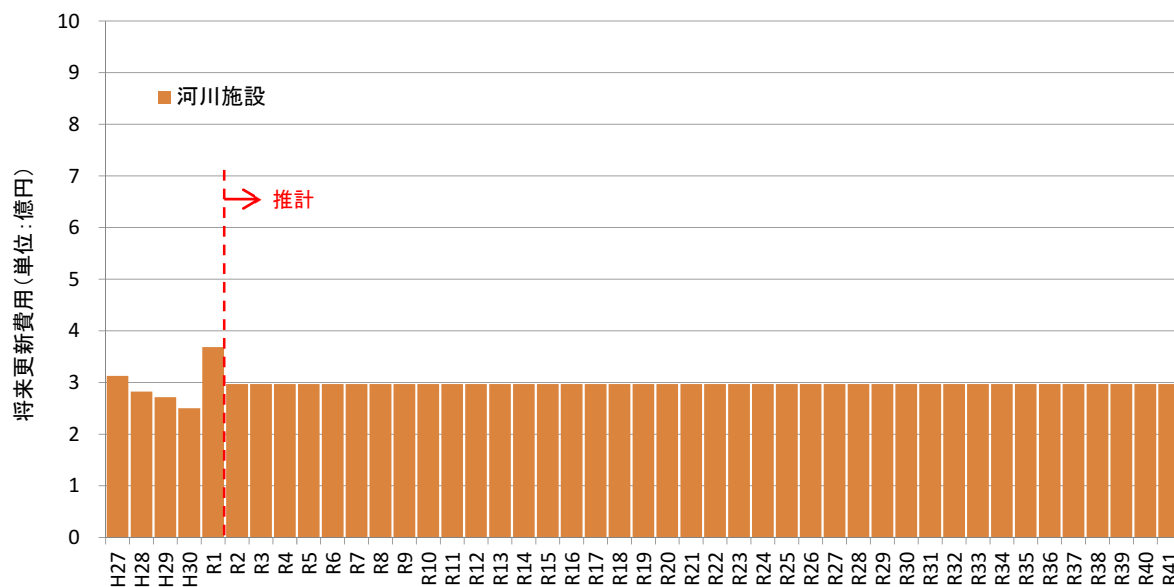
図2-29 橋梁施設の将来更新費用



(4) 河川施設

過去の維持更新費の実績をもとに試算すると、今後40年間の総事業費は、約118.8億円で、年平均は約3.0億円と見込まれます。(図2-30)

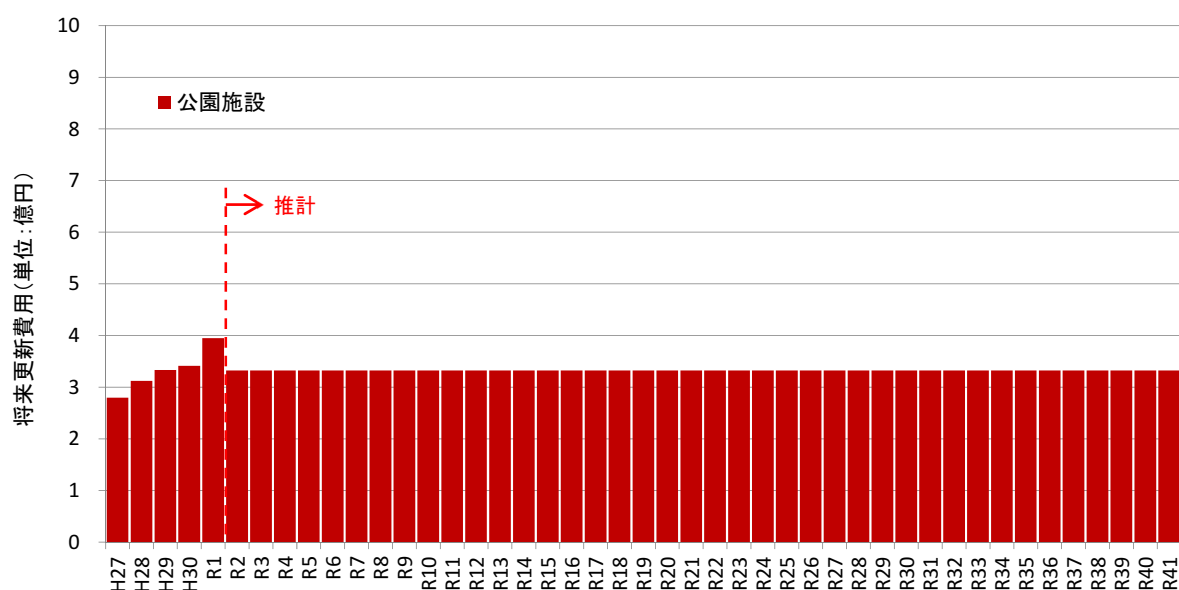
図2-30 河川施設の維持更新費用



(5) 公園施設

過去の維持更新費の実績をもとに試算すると、今後40年間の総事業費は、約132.9億円で、年平均は約3.3億円と見込まれます。(図2-31)

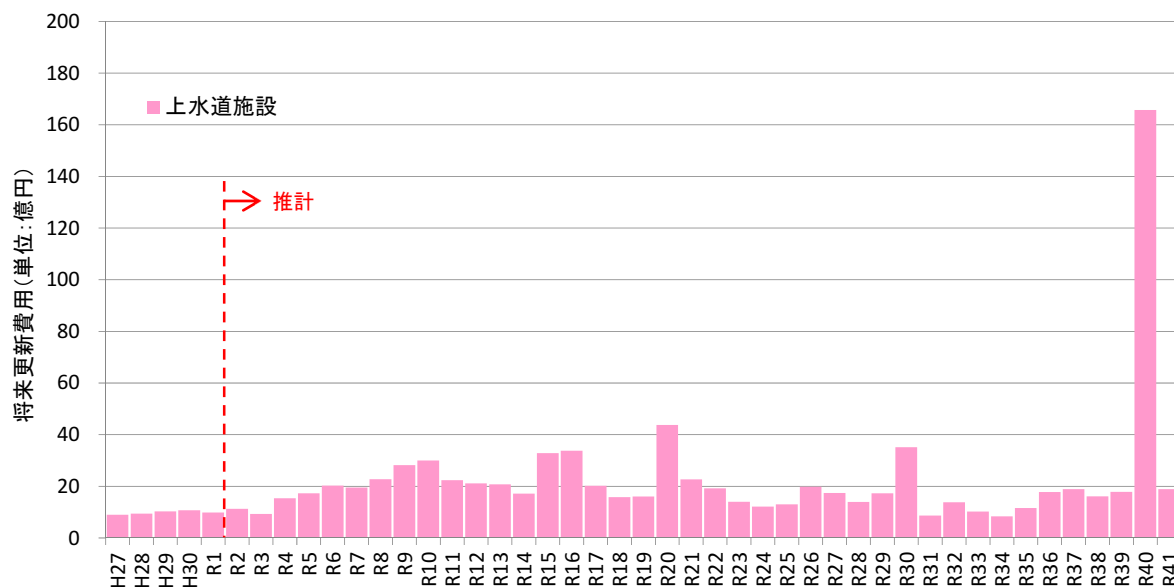
図2-31 公園施設の維持更新費用



(6) 上水道施設

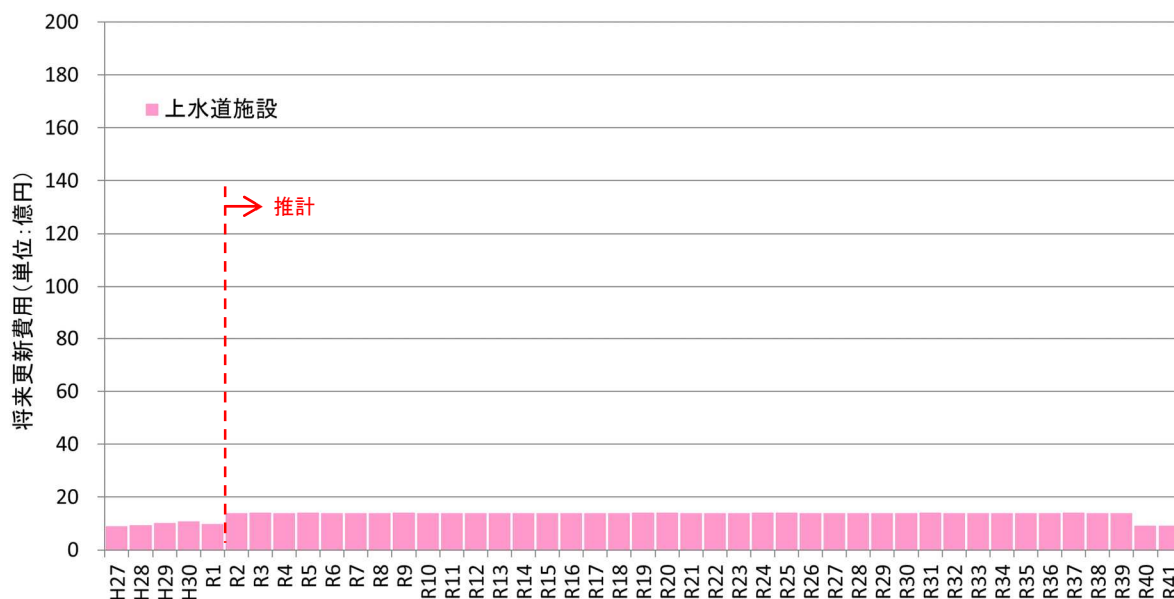
- ① 個別施設計画等における法定耐用年数での将来更新費用の試算結果によると、今後40年間の総事業費は、約910.6億円となり、年平均は約22.8億円と見込まれます。(図2-32)

図2-32 上水道施設の将来更新費用



- ② 個別施設計画等における更新基準年数での将来更新費用の試算結果によると、今後40年間の総事業費は、約550.4億円となり、年平均は約13.8億円と見込まれます。(図2-33)

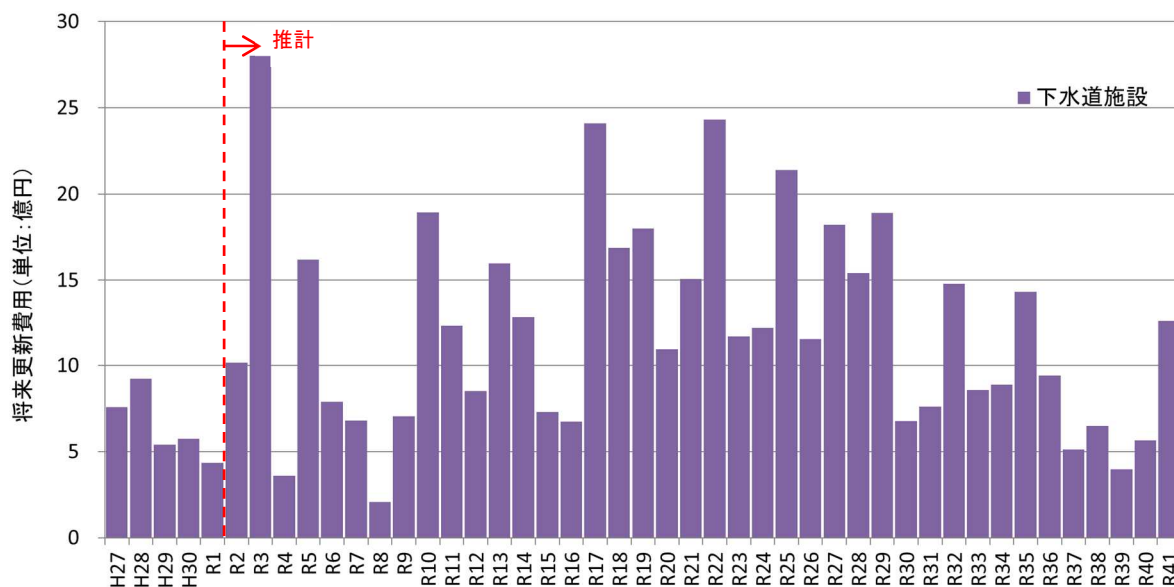
図2-33 上水道施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



(7) 下水道施設（公共下水道）

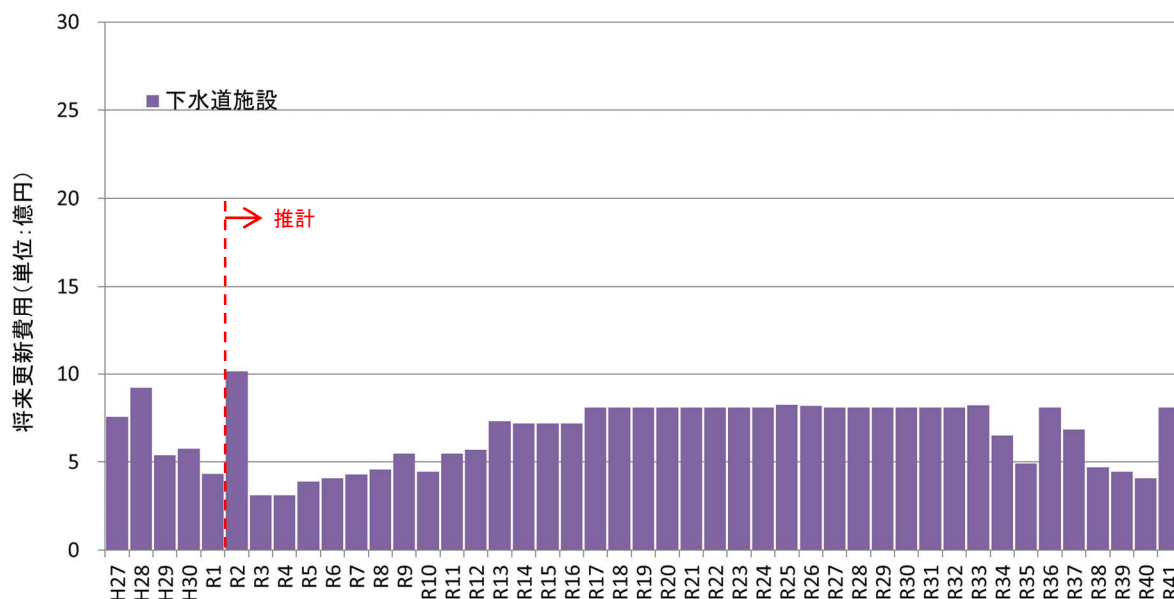
- ① 個別施設計画等における標準耐用年数での将来更新費用の試算結果によると、今後40年間の総事業費は、約487.0億円となり、年平均は約12.2億円と見込まれます。（図2-34）

図2-34 下水道施設（公共下水道）の将来更新費用



- ② 個別施設計画等における目標耐用年数での将来更新費用の試算結果によると、今後40年間の総事業費は、約268.8億円となり、年平均は約6.7億円と見込まれます。（図2-35）

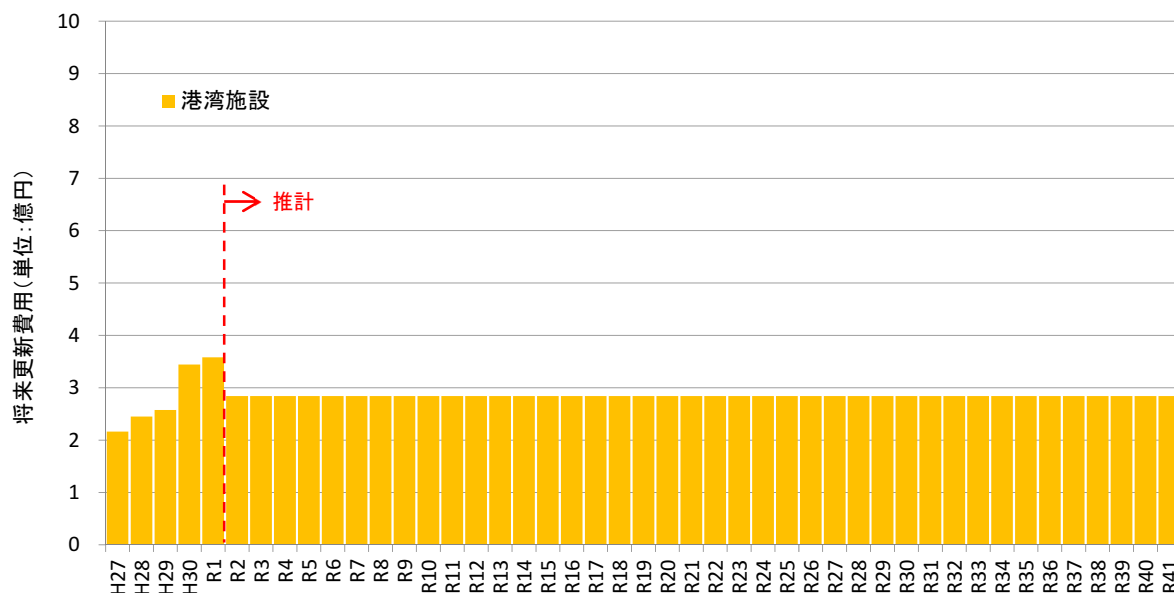
図2-35 下水道施設（公共下水道）の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



(8) 港湾施設

過去の維持更新費の実績をもとに試算すると、今後40年間の総事業費は、約113.7億円で、年平均は約2.8億円と見込まれます。(図2-36)

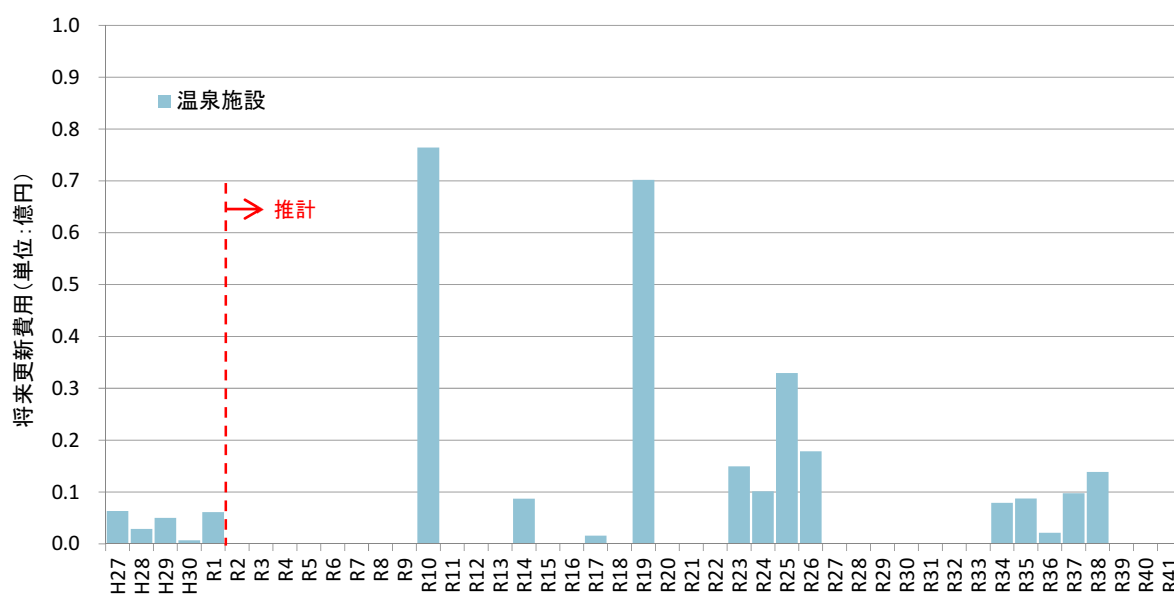
図2-36 港湾施設の維持更新費用



(9) 温泉施設

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約2.8億円で、年平均は約0.1億円と見込まれます。(図2-37)

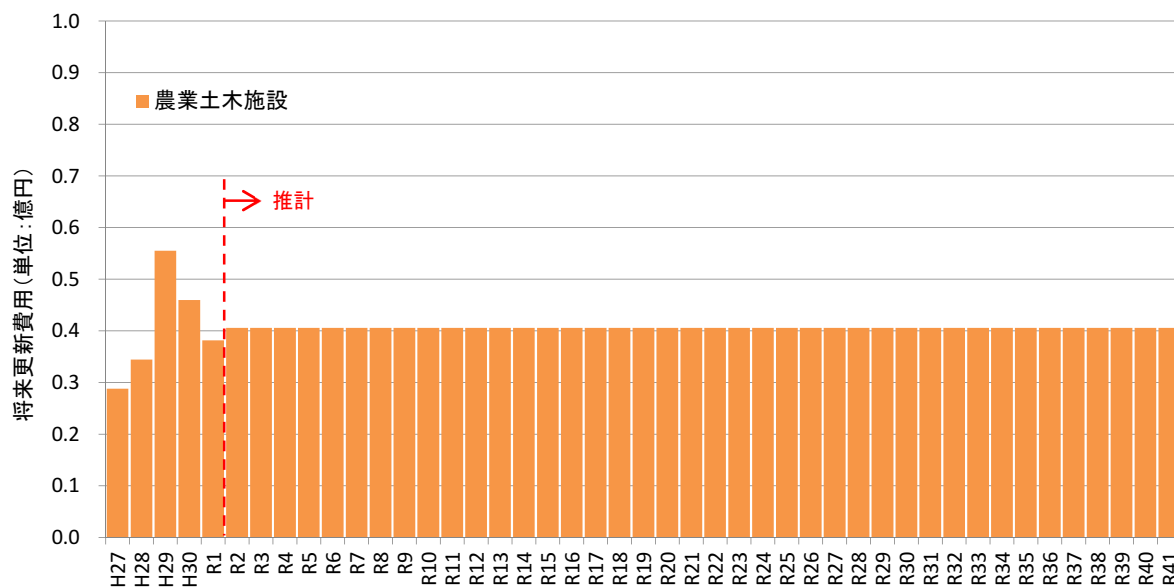
図2-37 温泉施設の将来更新費用



(10) 農業土木施設

過去の維持更新費の実績をもとに試算すると、今後40年間の総事業費は、約16.2億円で、年平均は約0.4億円と見込まれます。(図2-38)

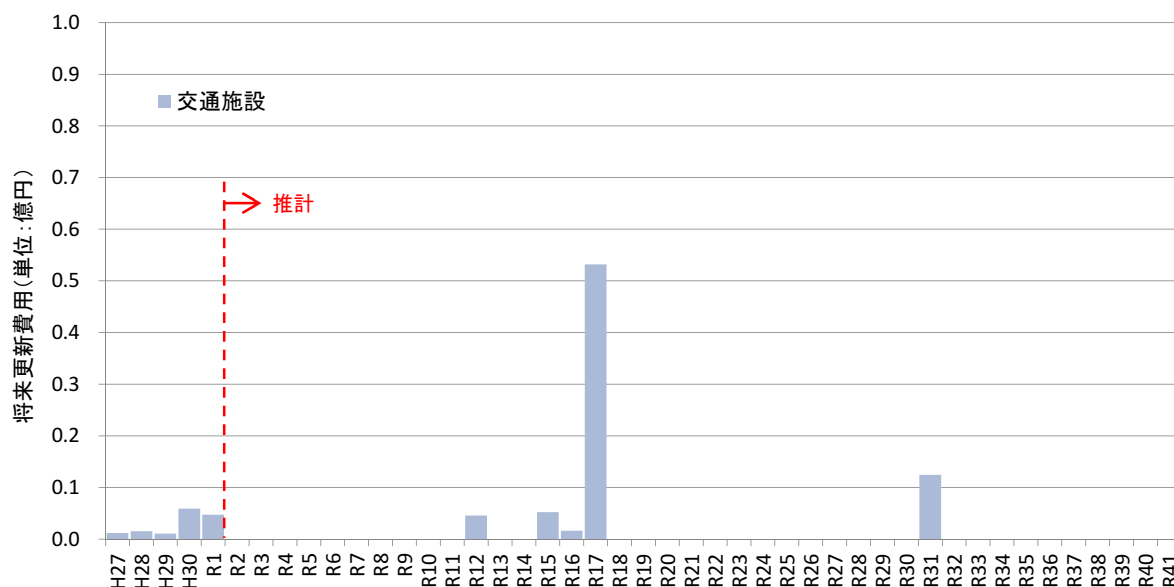
図 2 - 3 8 農業土木施設の維持更新費用



(11) 交通施設

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約0.8億円で、年平均は約200万円と見込まれます。(図2-39)

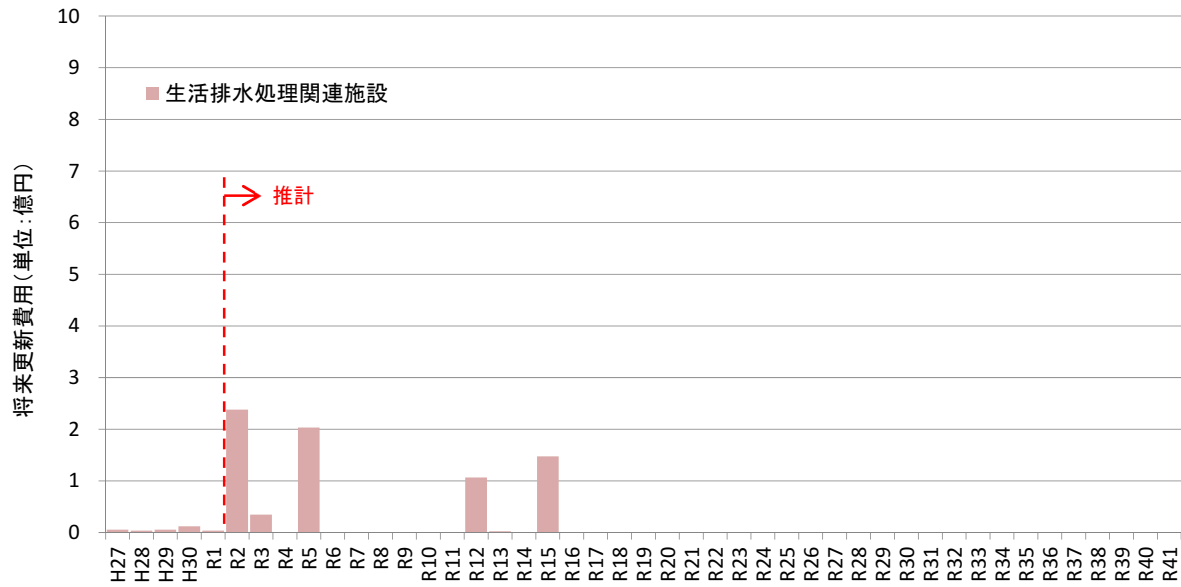
図 2 - 3 9 交通施設の将来更新費用



(12) 生活排水処理関連施設

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、今後40年間の総事業費は、約7.3億円で、年平均は約0.2億円と見込まれます。(図2-40)

図2-40 生活排水処理関連施設の将来更新費用

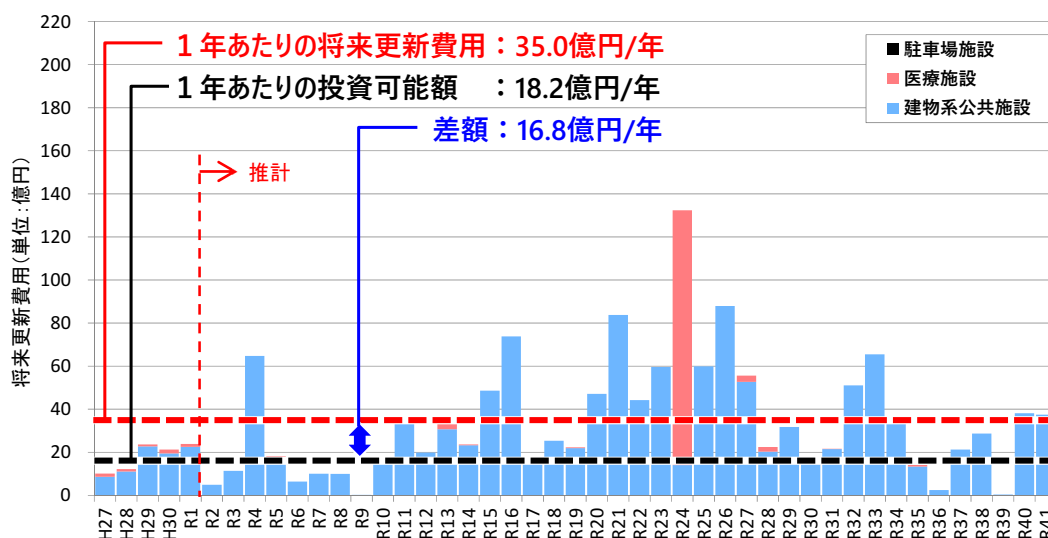


(13) 公共施設等の更新等に係る経費の見込み

(1)～(12)までの試算結果を踏まえ、長寿命化対策等を行わない場合の建物系公共施設全体、土木インフラ施設全体の試算結果についてまとめました。

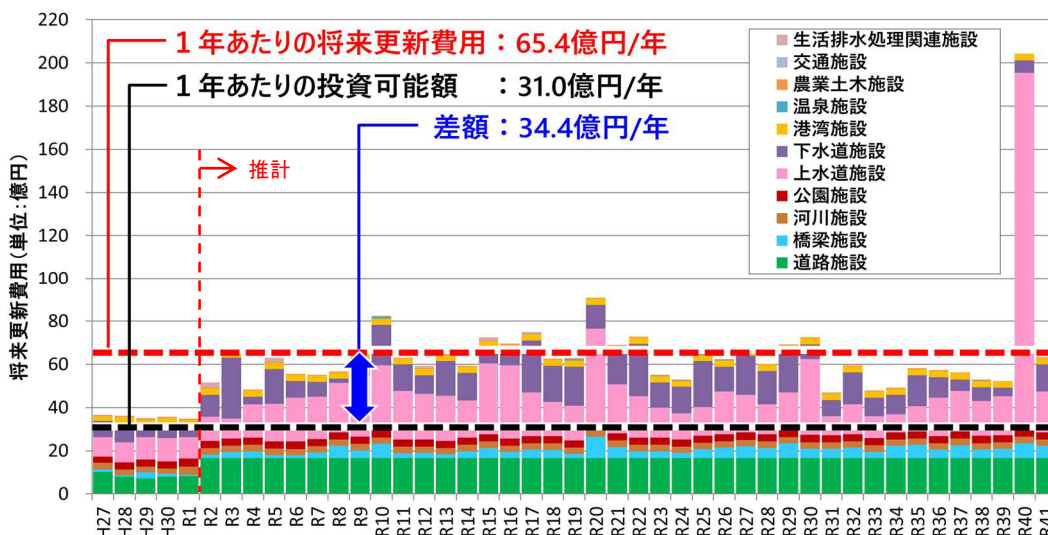
建物系公共施設全体の今後40年間の総事業費は、約1,399.5億円で、年平均は約35.0億円となります。また、過去5か年の建物系公共施設に係る投資的経費を今後の投資可能額とする場合、年平均は約18.2億円であるため（第2章 2(3)）、約16.8億円の財源不足が見込まれる計算となります。（図2-41）

図 2 - 4 1 建物系公共施設の将来更新費用



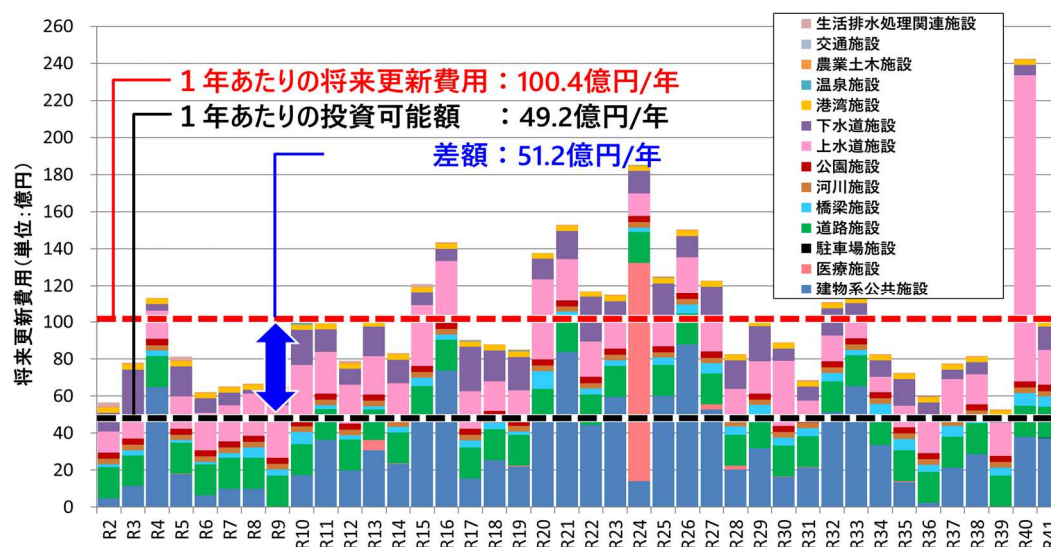
また、土木インフラ施設全体の総事業費は、今後40年間で約2,617.7億円となり、年平均では約65.4億円となります。また、過去5か年の土木インフラ施設に係る投資的経費を今後の投資可能額とする場合、年平均は約31.0億円であるため（第2章 2(3)）、約34.4億円の財源不足が見込まれる計算となります。（図2-42）

図 2 - 4 2 土木インフラ施設の将来更新費用



建物系公共施設と土木インフラ施設の総事業費を重ね合わせると、今後40年間で約4,017.2億円となり、年平均では約100.4億円となります。また、過去5か年の建物系公共施設と土木インフラ施設に係る投資的経費を今後の投資可能額とする場合、年平均は約49.2億円であるため（第2章 2(3)）、約51.2億円の財源不足が見込まれる計算となります。（図2-43）

図2-43 建物系公共施設と土木インフラ施設の将来更新費用



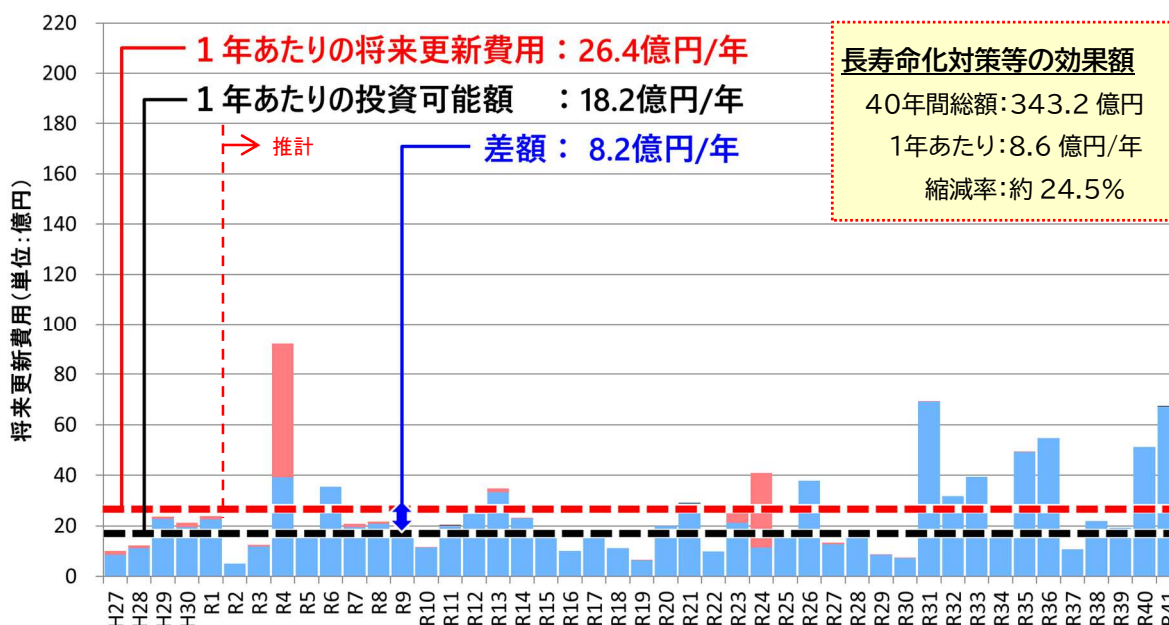
(14) 長寿命化対策等の効果額

建物系公共施設、上水道施設、下水道施設については、個別施設計画等において、長寿命化対策等を想定した試算を行っています。その対策を踏まえた場合の効果額について計算しました。

建物系公共施設全体の長寿命化対策等を踏まえた今後 40 年間の総事業費は、約 1,056.4 億円で、年平均は約 26.4 億円となり、対策を行わない場合と比べて今後 40 年間で総事業費は約 343.2 億円、年平均では約 8.6 億円（24.5%）の費用縮減効果があります。（図 2-44）

しかしながら、長寿命化対策等を行った場合においても、現在の施設の保有量では、年平均約 8.2 億円の財源不足となります。

図 2-44 建物系公共施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



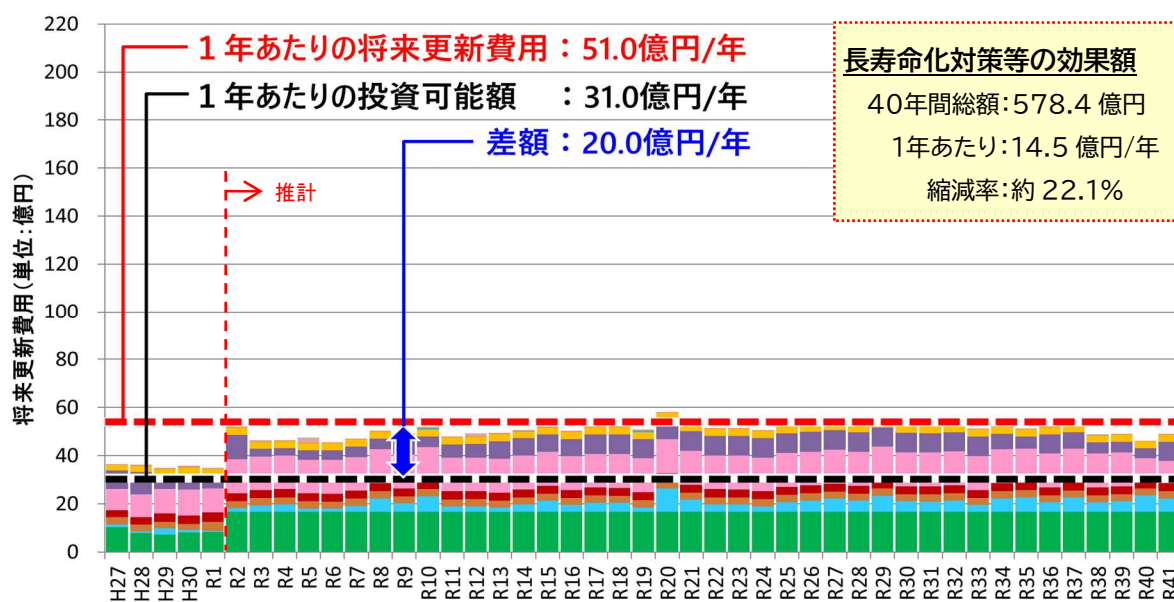
本市では、過去に学校施設の利用頻度の少ない特別教室を公民館と共同利用することで稼働率を向上させ、かつ余裕教室を公民館に転用し、既存公民館を解体するという、施設総量の削減を行いました。

このような施設の再編等の取組みを推進し、長寿命化対策と合わせて将来更新費用の縮減を図ります。

上水道施設、下水道施設の長寿命化対策等を踏まえた土木インフラ施設全体の今後40年間の総事業費は、約2,039.2億円で、年平均は約51.0億円となり、対策を行わない場合と比べて今後40年間で総事業費は約578.4億円、年平均では約14.5億円(22.1%)の費用削減効果があります。(図2-45)

しかしながら、長寿命化対策等を行った場合においても、現在の施設の保有量では、年平均約20.0億円の財源不足となります。

図2-45 土木インフラ施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用

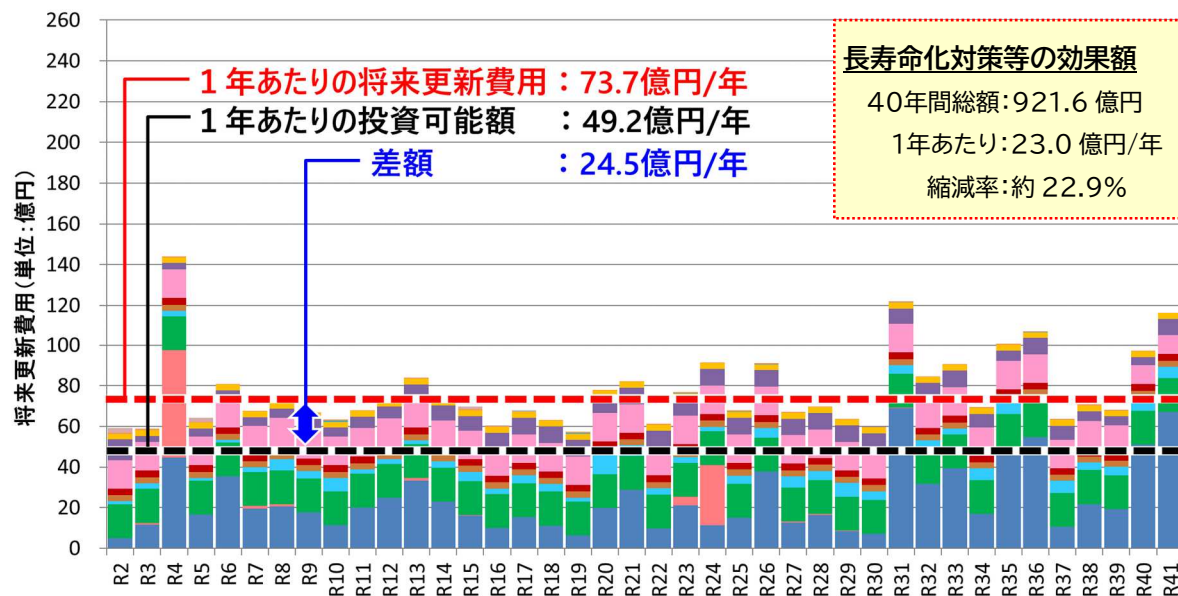


建物系公共施設と土木インフラ施設の長寿命化対策等を踏まえた総事業費を重ね合わせると、今後40年間の総事業費は、約3,095.6億円で、年平均は約77.4億円となり、対策を行わない場合と比べて今後40年間で総事業費は約921.6億円、年平均では約23.0億円(23.0%)の費用削減効果があります。(図2-46)

しかしながら、長寿命化対策等を行った場合においても、現在の施設の保有量では、年平均約28.2億円の財源不足となります。

将来更新費用が充て可能な財源水準を超過することから、更新ピークを山崩しする平準化だけでなく、費用のさらなる削減を図ることが課題となります。

図 2 - 4 6 建物系公共施設と土木インフラ施設の長寿命化対策等を踏まえた将来更新費用



長寿命化対策等の効果額を会計別にみると（表2-7）、普通会計では、今後40年間の総事業費の約12.3%の費用縮減効果があります。今後、普通会計の土木インフラ施設についても長寿命化対策等の取組みを推進するとともに、本計画へ反映していきます。

公営事業会計については、今後40年間の総事業費の約40.2%の費用縮減効果があります。上水道施設、下水道施設の個別施設計画で定める長寿命化対策等について、確実に実施していく必要があります。

表 2 - 7 会計別の長寿命化対策等の効果額（百万円）

	①今後の更新等費用 (従来型) ※1	②今後の更新等費用 (長寿命化対策実施) ※2				合計 (1)+(2)+(3)	③長寿命化対策等の効果額		④現在要している経費 (過去5年平均)	⑤今後40年間の投資可能額 (想定) 【④×40】
		修繕 (1)	改修 (2)	更新 (3)	効果額		縮減率 ○%減			
普通 会計	建物系公共施設 (a)	126,821	12,373	53,719	30,153	96,245	30,575	24.1%	1,688	67,513
	土木インフラ施設 (b) ※3	121,728				121,728	—	—	1,921	76,835
	計 (a+b)	248,548				217,973	30,575	12.3%	3,609	144,348
公営 事業 会計	建物系公共施設 (c)	13,133	1,259	8,092	42	9,393	3,740	28.5%	133	5,306
	土木インフラ施設 (d) ※3	140,041				82,197	57,844	41.3%	1,175	46,995
	計 (c+d)	153,174				91,590	61,584	40.2%	1,308	52,301
建物系公共施設 計 (a+c)		139,954	13,632	61,811	30,195	105,638	34,315	24.5%	1,820	72,819
土木インフラ施設 計 (b+d) ※3		261,768				203,924	57,844	22.1%	3,096	123,830
合計 (a+b+c+d)		401,722				309,563	92,159	22.9%	4,916	196,649

※1 従来型とは、長寿命化対策等を行わず、耐用年数経過時に単純更新した場合の維持管理・更新等にかかる経費。

※2 建築物、インフラ施設の長寿命化や施設の統廃合など、個別施設計画等に基づく対策等を行った場合の経費。なお、「焼津市個別施設計画」で定める建物系公共施設の修繕、改修、更新の区分については以下のとおり。

修繕：構造躯体・部位や設備機器等の機能・性能を実用上支障のない水準まで回復させること。点検、修理等も含む。

改修：劣化した部材・部位・設備機器等の機能・性能を現状もしくはそれ以上に改善させること。

更新：現在と同程度の規模・構造で新たに整備すること。解体・処分等も含む。

※3 土木インフラ施設のうち、上水道施設及び下水道施設（公共下水道）を除く「普通会計」及び「公営事業会計の一部」の施設は、長寿命化対策等の試算を行っていないため、それらの施設は従来型の費用を用いて長寿命化対策等の効果額の算定を行っています。

(15) 数値目標の考え方のまとめ

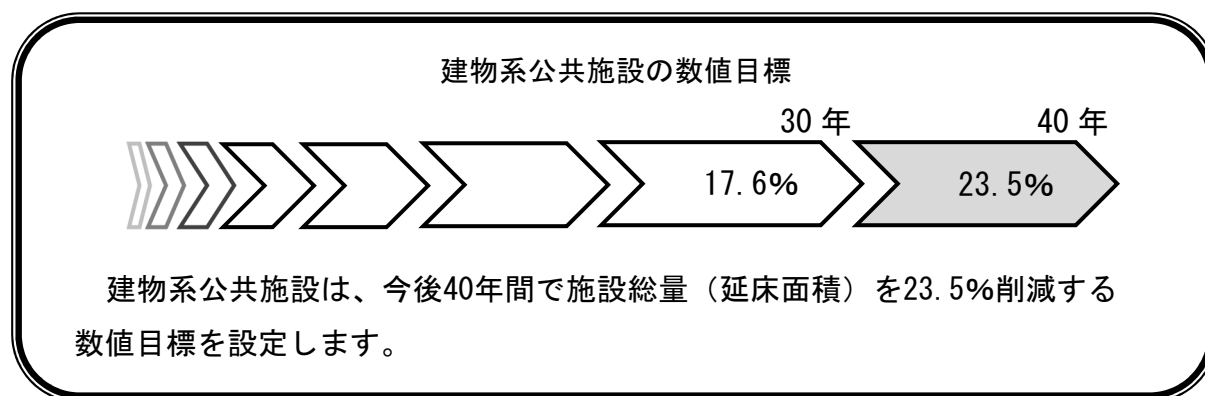
公共施設等の更新等に係る経費の見込みや長寿命化対策等の効果額を踏まえると、すべての施設を現状のまま保有し続けた場合、適切な修繕、改修、更新を行うことは困難であるため、長寿命化対策等の実施だけでなく、施設の保有量を削減する必要があります。

そのため、建物系公共施設の今後40年間の施設総量（延床面積）を削減する数値目標を次のとおり算出します。（表2-8）

なお、社会情勢の変化とそれに伴う需要の変化に柔軟に対応していくため、40年という長期間で達成する目標とするものです。

表2-8 将来費用と投資可能額の比較表（単位：億円）

今後40年間（～R41）の試算結果			
将来費用	(A)	1,399.5	(35.0/年)
長寿命化対策等効果額	(B)	343.2	(8.6/年)
長寿命化対策等実施後の将来費用	(C): (A)-(B)	1,056.4	(26.4/年)
投資可能額	(D)	728.2	(18.2/年)
財源不足額	(E): (D)-(C)	△328.2	(△8.2/年)
財源不足率	(F): (E)/(A)	△23.5%	(△0.6%/年)



土木インフラ施設においては、再編等による大きな費用削減を見込むことは困難なことから、各施設類型において、長寿命化対策等を行うことと合わせて、施設機能の維持や市民満足度の向上を踏まえた財務上の目標を設定するなど、さらなる将来費用の削減を図ります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 将来を見据えた課題と基本理念

(1) 将来を見据えた課題

第2章6(14)における本市の公共施設等の将来更新費用の試算と過去5年間の投資的経費の比較によれば、本市が現在保有する建物系公共施設と土木インフラ施設を更新していくためには財源不足が生じ、あるいは、新たな施設整備や他の公共事業に要する投資的経費を確保することが困難となることが予想されます。

この財源不足は、公共施設等のサービス水準（公共施設等によって市民が享受できるサービス）の低下を招き、市民生活への影響が懸念されます。

① 公共施設等の将来更新費用の算出

将来の人口や、人口構造の変化をふまえ、公共施設等の将来更新費用を総合的に捉えることが課題です。

② 公共施設等の維持管理方針とマネジメント

より一層の財政負担の軽減が望まれる状況で、公共施設等の将来更新費用算定とその平準化が課題です。将来更新費用の縮減から、公共施設等の品質の低下（老朽化による公共建築物や橋梁の機能低下など）や、供給の低下（公共建築物や舗装された道路の供給量の減少など）を防止するため、公共施設等の点検、診断、維持修繕等を適切な時期に適切な方法で実施することが重要となります。

③ 財政負担の軽減に資する市有資産の有効活用

公共施設等の管理を今までよりもさらに効率的かつ効果的に実施するとともに、財政負担の軽減に資する低利用・未利用の市有資産は民間活用を図り、充当可能な財源に割り当てる方策が課題です。

(2) 基本理念

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本理念を次のように定め、将来のまちづくりに向けて、市民と行政の協働により、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

① 質と量の最適化

供給、品質、財務の3つの視点から、質と量の最適化に取り組みます。

② 公共施設等総合マネジメントの推進

公共施設等の全体像を把握し、市民の安全や生活を守る観点から、総合的なマネジメントに取り組みます。

③ 市民との問題意識の共有化

公共施設等を大切な資産と捉え、市民と問題意識を共有しながら、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

2 管理に関する基本的な考え方

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり施設サービスを持続的に提供していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコスト全体を視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険個所の把握等の現状把握を行い、それらをもとに中長期的な修繕計画を策定したうえで、維持管理・更新等を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力の導入などの手法を推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わさられて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。そのため、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安全、安心かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

また、点検・診断等は、市が直接実施する場合と、民間事業者等に委託契約により実施する場合がありますが、委託契約により実施する場合は、点検・診断等が契約どおりに実施されているか確実に報告を受け、施設の状況を的確に確認・把握します。

さらに、日々の管理業務の品質の安定と効率化を図るため、点検・診断の発注や報告に係る仕様書を標準化し、これらの情報を記録し、集積・蓄積するため、統合したデータベースを構築します。

(2) 維持管理・補修・大規模改修・更新等の実施方針

すでに維持管理や保全、長寿命化等の個別計画を策定している施設については、今後も確実に維持管理計画を実施するとともに、全体最適の考えのもとに必要な応じた見直しを行います。また、今後策定する施設においては、全体最適の考え方のもとに、原則として予防保全型の計画を策定し、計画に則った点検、診断、維持、補修及び更新を行います。

修繕・小規模改修については、日常管理、定期管理において発生する不具合に対する対応であるので、対処する体制の構築が重要です。従って、公共団体と管理会社が

役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、各計画に基づく補修や大規模改修における工法については、最新の工法を検討し、最も費用対効果の高い工法を選定し、実施します。

さらに、公共施設等の運営情報及び保全情報等を統合したデータベースを構築します。

(3) 長寿命化の推進方針

点検・診断等を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等の評価により今後も継続的に提供していくと判断される施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的かつ計画的な保全措置を講じるとともに、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

(4) 廃合等の推進方針

統廃合については、土木インフラ施設に関しては困難であるため、建物系公共施設を対象として方針を示します。

- ① 近隣施設・類似施設の有無や防災対策、利用者の動向などの視点の定性的な分析を勘案したうえで、公共施設等を総合的に評価します。
- ② 総量の最適化と合わせて、施設の集約化・複合化・統廃合・廃止も視野に入れた効率的・効果的な機能の再編を計画的に推進します。

(5) 民間活力の活用方針

今後、公共施設等の更新、運営を持続的に行うためには、行政による対応だけでは限界があることを踏まえ、公共施設等の一部またはすべての運営を民間に託し、より効率的な維持管理を実現することや民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設は民間活力を導入した施設の複合化を推進するなど、公民連携の手法を取り入れることが有効と考えられます。そのため、PFI法によるPFI (Private Finance Initiative) やコンセッション方式 (運営権の譲渡)、あるいは指定管理者制度、包括的民間委託等の導入について検討し、民間ノウハウ、資金等を最大限活用します。

(6) 余剰資産の利活用方針

施設総量を抑制してできた土地や建物の余剰資産や市が保有している遊休資産は、積極的に民間への貸し付けや売却を図り、まちの活性化を実現するとともに、売却益は公共施設の整備・運営の財源に充当していきます。

(7) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針

民間活力の導入や余剰資産の利活用においては、効果的なサービス提供のあり方や事業手法など、民間からの提案を積極的かつ効果的に受け入れる仕組みを構築します。

(8) 各種計画との連携方針

公共施設等の再編を検討するにあたり、公共施設マネジメントの視点のみではなく、将来的なまちづくりの視点も含めた広い視野を持って取り組む必要があります。

上位計画である「総合計画」だけでなく、将来のまちづくりの基本的な考え方を定めた「都市計画マスタープラン」や、災害から市民を守るための防災対策を定めた「地域防災計画」など、各種計画との整合性を図り、本計画を推進していきます。

(9) 広域的な連携等の取組方針

建物系公共施設を主として、近隣自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に機能を補完するとともに、行政サービス向上と経費の削減を図ることが可能です。広域的な利用が可能な建物系公共施設については、近隣自治体を含めた広域的な連携の可能性やあり方を研究します。

また、近隣自治体だけではなく、国等が管理する施設との連携についても推進します。

本市では、災害時の活動拠点を国の施設と複合化することにより、災害時に国と連携を図る集約化・複合化事業の取組みを実施しています。

(10) ユニバーサルデザイン化等の推進方針

公共施設の長寿命化の推進と合わせて、本格的な高齢社会の到来に備えて、誰もが安全に安心して活動し、社会参加できる生活空間の形成がますます重要となってきました。

本市においても、平成18年12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、新たに整備する建物系公共施設については、移動等円滑化に関する基準に適合するものとし、既存の施設についても、同基準に適合させるように努めています。

近年では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進する「ユニバーサル

デザイン2020行動計画」が定められ、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物を持った人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインのまちづくりも求められています。これらの背景を踏まえて、本市の公共施設の整備・改修においては、すべての人々が円滑に利用できる居住・生活環境（住宅、建築物、歩行空間、公園、河川空間、港湾空間等）のユニバーサルデザイン化を推進していきます。

また、平成10年10月9日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」、
「静岡県地球温暖化防止条例」に基づき、地球温暖化対策に取り組んでいくことも求められています。

本市においては、再生可能エネルギーや省エネルギー施設の導入を推進しており、公共施設の整備・改修に合わせたLED照明の導入や高効率空調機器の導入など、脱炭素化事業への取組みを推進していきます。

これら以外にも、公共施設等を取り巻く社会的課題については、課題解決に向けた取組みを推進していきます。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章1及び2の基本的な認識や考え方などを踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を次の6つの項目に分けて整理します。なお、土木インフラ施設においては、すでに長寿命化計画などの策定が進んでいる施設類型は、次のとおり基本的な方針を示しますが、その他の施設類型については、本計画の方向性を踏まえた検討を進め、施設の安全・安心・快適性の確保やトータルコストの縮減・平準化の実現に向けて取り組みます。

(公共施設等の管理に関する基本的な方針の項目)

① 点検・診断等の実施方針

日常の点検・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用 等

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化をめざす、必要な施設のみ更新する 等

③ 安全確保の実施方針

点検、診断等により危険性が認められた施設や老朽化等に伴う施設の安全性の確保のための対処 等

④ 耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保の視点を含む公共施設等の耐震化 等

⑤ 長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上 等

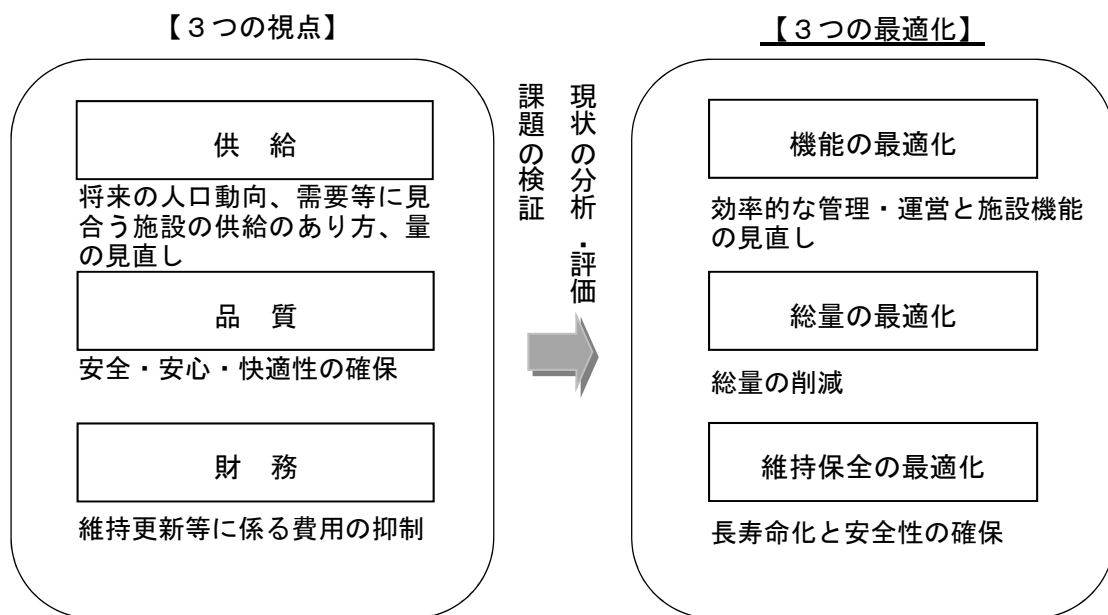
⑥ 統合や廃止の推進方針

供用廃止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築 等

(1) 建物系公共施設（全体）

建物系公共施設については、第3章に示した基本理念「質と量の最適化」（供給、品質、財務の3つの視点）を踏まえ、人口動向、地域特性、将来のまちづくりの方向性などを考慮し、「機能の最適化」、「総量の最適化」、「維持保全の最適化」の3つの最適化を取組みの柱として、施設の全体最適化に向けたマネジメントを推進します。

図3-1 3つの視点を踏まえた3つの最適化のイメージ



■ 3つの視点

次の3つの視点から現状を分析・評価し、課題を検証したうえで、解決の方向性を構築します。（図3-2）

1) 将来の人口動向、需要等に見合う施設の供給のあり方、量の見直し【供給】

限られた財源の中で、施設総量を見直すとともに施設を有効に活用していく必要があります。その際には、今後の人口の動向や地域の状況、将来の需要に配慮しながら、市民サービスの質を維持しつつ経費削減が図れるよう、施設の再編整備のあり方を検討していく必要があります。

2) 公共施設の安全・安心・快適性の確保【品質】

老朽化した施設に対する対症療法的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性が高まり、市民に対するサービスの低下に繋がるとともに、建替え時期の短縮を招き、結果、発生する経費を増大させる事態に繋がります。

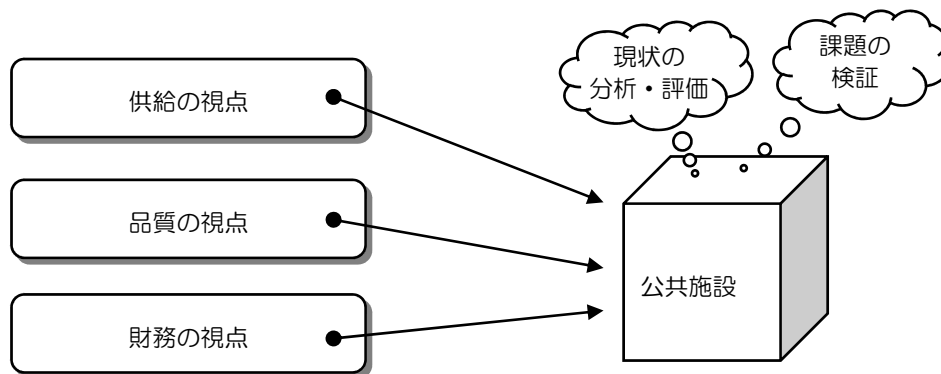
次世代に良好な施設を引き継いでいくためには、計画的な保全により施設を安全・安心・快適に利用できるように保ちながら、できるだけ長期間の使用に耐える施設にする必要があります。

3) 公共施設の維持更新に係る費用の抑制【財務】

今後、投資的経費に回す財源に余裕がないことが予測される一方で、老朽化した施設の更新や維持管理に多くの費用が必要となります。将来の負担を考えると、今後、施設の建替えや整備を行う際には、その必要性を十分に検討し、経費を抑制していく必要があります。

また、戦略的な保全計画を立てて、費用の平準化を図ることも重要となります。

図3-2 3つの視点による「現状の分析・評価」と「課題の検証」のイメージ



■ 3つの最適化の柱

3つの視点による分析・評価等を踏まえつつ、さらにこれらを総合的に勘案しながら、人口動向、地域特性など、将来のまちづくりの方向性や長期的な視点に立って、「機能の最適化」、「総量の最適化」、「維持保全の最適化」の3つの最適化を取組みの柱として、施設の全体最適化に向けたマネジメントを推進します。

1) 機能の最適化

人口構成の変化や社会経済情勢の変化に伴う、施設の利用状況などの現状と将来的な需要も視野に入れながら、用途転換や複合化など施設機能の最適化を進めるとともに、管理運営手法の見直しを図り、効率的な利用を進めます。また、市民や地域住民の交流を生むような地域の核となる公共サービス機能の充実とともに、防災機能の強化を図ります。

今後の取組み

① 施設の利用状況・コスト情報の集約と施設評価

施設の利用状況、コスト等の情報を集約し、供給・品質・財務の3つの視点（定量的要素）で基礎的な評価を実施し、防災対策や利用者の動向などの視点（定性的要素）の分析を勘案したうえで、施設を総合的に評価します。

② 効率的・効果的な機能再編の推進

現況及び将来の市民ニーズに的確に対応するため、総量の最適化と合わせて効率的・効果的な機能再編（施設の多機能化・集約化・統廃合など）を計画的に推進します。

③ 利用促進と管理運営の効率化の推進

市民アンケート調査等により改善点を把握し、施設の利用促進を図るとともに、一括契約や指定管理者制度を含めた契約方法や仕様書の見直し等による管理運営の効率化を計画的に推進します。

④ 安全・安心・快適性の確保と利用納得度の向上

施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、市民の安全・安心・快適性を確保するとともに、機能の最適化を図ることで、施設の利用納得度（満足度）を高めます。

2) 総量の最適化

施設の劣化状況や将来的な需要（ニーズ）などを踏まえて、市全体の施設の適正量を見極め、総量の最適化を図ります。また、民間の知識やノウハウの活用など、多様な選択肢から最も効率的・効果的にサービスが提供できる手法を適用していきます。

今後の取組み

① 数値目標の設定と定期的な見直し

今後 30 年間（令和 26 年まで）の施設総量（延床面積）削減の数値目標を設定し、定期的な見直しを行いながら総量の最適化を図ります。

② 施設の再編の促進

施設評価の判定に基づいて、機能の最適化とともに施設の総量を計画的に抑制し、施設の再編を促進します。

③ 新規施設整備の抑制

市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設の整備を除き、原則として新規の施設整備は行わないこととします。また、新規施設の整備や増改築を行う際は、総量が増加しないよう既存施設の調整を図ります。

④ 施設の建替えの優先順位づけ

施設の建替えは、原則として耐震性が劣る施設や耐用年数を超過した施設、再編の検討を終えた施設のみ行うこととし、優先順位をつけて対応します。

⑤ 公民連携の促進

民間施設のストック活用や民間活力の導入、近隣自治体と連携するなど、行政サービスの向上と経費削減を図るため、公民連携を促進します。

3) 維持保全の最適化

引き続き活用する施設については、施設全体に関する財政負担を中長期的な視点から縮減するため、計画的な保全を推進し、施設の長寿命化を進めます。また、計画的な保全にあたっては、建物のライフサイクルコストに基づく中長期的な財政負担を踏まえた改修・修繕予算の確保と、その効率的な配分を行います。

今後の取組み

① マニュアル作成と劣化状況の把握

マニュアルを定め、統一的な視点で施設の劣化状況を把握し、一元的かつ経年的に管理します。

② 台帳の整備とその活用

施設の基本情報、経費情報等を整理した台帳（施設カルテ）を整備し、定期的な施設点検や劣化度調査の実施から予算の確保までの仕組みを確立します。

③ 優先度による計画的保全の推進と財源確保

中長期保全計画を策定し、この計画に基づき施設の劣化状況や問題点に応じた優先度の検討を行い、維持保全を財政計画・予算編成と連動させ、費用の平準化や財源の確保を行いながら計画的に実施します。

点検・診断等の実施方針

日常点検マニュアルに基づき、施設の劣化状況、危険個所の情報や法定点検等の情報を一元的かつ経年的に管理・蓄積するため、毎年度実施する実態調査によりデータベース化し、システム管理します。また、施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理し、建物性能の劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる施設について、劣化度調査を3年ごとに実施し、その結果をシステム管理します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

「個別施設計画」に基づき、全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安全・安心・快適に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図ります。

安全確保の実施方針

施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、市民の安全・安心を確保します。

耐震化の実施方針

耐震性能が劣る施設について、耐震対策を計画的に行い、地震発生時の市民の安全確保、避難所の確保、復旧活動拠点の機能維持・発揮等を目指します。

長寿命化の実施方針

「個別施設計画」に基づき、構造種別ごとに目標耐用年数を定め、更新の周期を非木造は80年、木造など簡易な構造のものは60年と設定し、修繕・改修の周期は部位ごとに設定して計画保全を行うことにより、長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進方針

施設機能の最適化と総量の最適化の実現に向け、供給、品質、財務の3つの視点で基礎的な評価を実施し、近隣施設・類似施設の有無や防災対策、今後の人口動向や将来的な需要などの視点を勘案したうえで、施設を総合的に評価し、施設の集約化・複合化・統廃合・廃止も視野に入れた効率的・効果的な機能再編を計画的に推進します。

(2) 建物系公共施設（公営住宅）

点検・診断等の実施方針

定期点検結果を反映した維持管理を実施するとともに、日常的な保守点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

市営住宅の整備修繕履歴を棟単位で管理し、その整理にあたっては、団地カルテを活用拡充し、随時履歴確認できる仕組みとします。また、平成30年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき管理します。

長寿命化の実施方針

対処療法型の維持管理から予防保全的な維持管理及び耐久性向上等を図る改善を実施し、修繕周期の延長などにより、市営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を実現します。

統合や廃止の推進方針

市営住宅のストックの状況を把握し、耐用年数を経過した住棟については、建物の状態や入居状況、人口減少を見据えた適切な供給量（管理戸数）等を勘案したうえで廃止を含め検討します。

(3) 道路（舗装）施設

点検・診断等の実施方針

舗装に対する点検体系は、職員により実施する道路パトロール、路面性状計測器にて行う定期点検、市民等からの通報による異常時点検とし、本計画に必要な情報は定期点検によって得ることを基本とします。健全性の診断は、定期点検で得られた路面性状値を、ひび割れ率・わだち掘れ深さ・IRIを指標とした管理目標に照らし、適切に診断を行います。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理は、舗装の損傷が軽微な状態のうちにシール材注入やパッチングなどの修繕を実施する予防保全型管理を行います。

長寿命化の実施方針

点検・診断に基づく計画的な予防的修繕の実施により、舗装の延命化を図るとともに、交通の安全を確保します。

(4) 道路（トンネル）施設

点検・診断等の実施方針

市が管理するトンネルを対象に、部材の状態を把握することを目的とし、近接目視により評価・診断する定期点検（法定点検）を「道路トンネル定期点検要領」に基づき、5年ごとに継続的に実施します。

また、日常パトロールによる通常点検及び異常が発見されたときに安全性を確認するための異常時点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

トンネルの維持管理は、定期点検による健全度（Ⅰ～Ⅳ）を指標とし、損傷具合に応じて補修することで、維持管理の最適化を図ります。

また、トンネルを将来にわたって維持管理していくためには、メンテナンスに要するコストをできる限り抑制し、施設の状態を健全度Ⅰ（健全）またはⅡ（予防保全段階）に保つことが重要であることから、定期点検により、トンネルの健全性を定期的に確認します。

安全確保の実施方針

トンネルは、道路の一部であり、路線の機能確保の観点から、継続的な定期点検及び補修により、施設の安全性の確保を図ります。

長寿命化の実施方針

点検・修繕計画で構成される長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を実施するとともに、維持管理の最適化を図ります。

(5) 道路（横断歩道橋）施設

点検・診断等の実施方針

市が管理するすべての横断歩道橋を対象に、部材の状態を把握することを目的とし、近接目視により評価・診断する定期点検（法定点検）を「横断歩道橋定期点検要領」に基づき、5年ごとに継続的に実施します。

また、日常パトロールによる通常点検及び異常が発見されたときに安全性を確認するための異常時点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

横断歩道橋の維持管理は、定期点検による健全度（Ⅰ～Ⅳ）を指標とし、損傷具合に応じて補修することで、維持管理の最適化を図ります。

また、横断歩道橋を将来にわたって維持管理していくためには、メンテナンスに要するコストをできる限り抑制し、施設の状態を健全度Ⅰ（健全）またはⅡ（予防保全段階）に保つことが重要であり、予防保全の観点から、劣化の状況に応じて、塗装の塗替えを実施し、施設の健全化を図ります。

安全確保の実施方針

横断歩道橋は、道路施設の一部であり、施設の機能確保の観点から、継続的な定期点検及び補修により、施設の安全性の確保を図ります。

長寿命化の実施方針

点検・修繕計画で構成される長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を実施するとともに、維持管理の最適化を図ります。

(6) 橋梁施設

点検・診断等の実施方針

市が管理するすべての橋梁を対象に、部材の状態を把握することを目的とし、近接目視により評価・診断する定期点検（法定点検）を「道路橋定期点検要領」に基づき、5年ごとに継続的に実施します。

また、日常パトロールによる通常点検及び異常が発見されたときに安全性を確認するための異常時点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

橋梁の維持管理は、定期点検による健全度（Ⅰ～Ⅳ）を指標とし、補修の優先度を定め、健全度Ⅲ（早期措置段階）、Ⅳ（緊急措置段階）の橋梁を優先的に補修することで、維持管理の最適化を図ります。また、橋梁を将来にわたって維持管理していくためには、メンテナンスに要するコストをできる限り抑制し、施設の状態を健全度Ⅰ（健全）またはⅡ（予防保全段階）に保つことが重要であることから、10年間の中長期計画を定め、計画的に修繕を実施します。

安全確保の実施方針

橋梁は、路線の一部であり、路線の機能の確保（被災時）の観点より、橋梁が架かる路線の重要性（道路ネットワーク）が支配的となります。このような道路ネットワークは、「災害に強く、緊急時に移動が可能な道路（緊急輸送路ネットワーク）」、「被災後の生活復旧における主要な路線（生活・産業道路ネットワーク）」として、安全性の確保を図ります。

耐震化の実施方針

津波避難路及び緊急輸送路上の橋梁については、耐震化と修繕計画の併用により、施工の合理化とコスト縮減を図ります。

長寿命化の実施方針

点検・修繕計画等で構成される長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を実施するとともに、事後保全型から予防保全型に転換することで、維持管理に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図ります。

(7) 公園施設

点検・診断等の実施方針

公園施設における日常点検、定期点検を国の指針等に基づき実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設ごとに管理類型を設定します。施設重要度が高く、ライフサイクルコスト削減効果のあるものを予防保全管理類型施設として位置づけます。それ以外の公園施設は事後保全管理類型となりますが、公園機能への影響が少なく、利用頻度が少ない施設は更新時期を迎えた時点でそれらの劣化機能を再度確認し、必要に応じて更新を行わず、撤去対象施設とします。

遊戯施設や休憩施設等は管理水準を設定し、それを下回った場合は速やかに修繕を実施し、安全管理に努めることとします。舗装等の土木構造物は事後保全管理とし、施設の損傷が発見された場合は、速やかに修繕または更新（撤去）を行います。維持管理にかかる費用は平準化を図ります。

安全確保の実施方針

日常、定期、精密点検等を計画的に実施し、不具合が発見された場合は、措置を講じるとともに、市民の安全・安心を確保します。

長寿命化の実施方針

予防保全型管理が可能な施設については、計画的に部分修繕や塗装を実施し、公園施設の長寿命化を図るものとします。

更新見込み年数は、処分制限期間の2倍程度を目標とし、適切かつ計画的な維持管理を実施し、公園施設の長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進方針

身近な公園は、災害時におけるオープンスペースの避難地として、また、子どもや子育て世帯、高齢者が暮らしやすいまちづくりのために重要な施設であることから、「みどりの基本計画」の管理方針に基づく、効率的・効果的な機能再編を計画的に検討します。

(8) 上水道施設

点検・診断等の実施方針

目視等の日常点検、業者による定期点検を行うなど、「焼津市水道ビジョン・経営戦略 2020」に基づく上水道施設の点検、診断等を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

「焼津市水道ビジョン・経営戦略 2020」に基づき、更新時期を迎えた上水道施設を順次更新します。

管路は、計画的な更新を進めるとともに、市内を3ブロックに分け、3年周期で漏水調査を行い、その結果を踏まえ必要な修繕等を実施します。

また、管路を除く上水道施設は、日常点検や定期点検等で状態監視を行い、早期に修繕を行います。

安全確保の実施方針

点検、診断等により危険性が認められた施設は、応急修繕等を行い、更新等について検討します。

耐震化の実施方針

「焼津市水道ビジョン・経営戦略 2020」、「管路更新・耐震化計画」に基づき、上水道施設の耐震化を実施します。

長寿命化の実施方針

日常点検や定期点検等で状態監視を行い、早期に修繕を行うことで上水道施設の長寿命化を図ります。

統合や廃止の推進方針

今後の水需要を踏まえた最適規模による更新を行います。

(9) 下水道施設（公共下水道）

点検・診断等の実施方針

「焼津市公共下水道ストックマネジメント計画」の中で、状態監視保全施設の点検調査計画に関し、長期的な視点から全体のストック量と各施設のリスク評価結果を踏まえた点検優先順位に基づく点検頻度として設定しています。

汚水管渠は、一般環境下と腐食環境下に大別し、それぞれの点検頻度を15年または5年に1回に定め、その結果から緊急度を診断します。処理場・ポンプ場施設は、全資産に対して日常点検を年1回定期的に行います。調査については資産ごと5から20年の調査頻度を設定し、その結果から健全度を診断します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

「焼津市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、状態監視保全施設は点検調査結果（健全度判定結果）により、健全度が2.0以下となる場合または健全度が2.1以上でも主要機器と同時更新した方が効率的な場合は、改築（全部）を行います。時間計画保全施設は、目標耐用年数及び重要度に応じた改築更新を行います。これにより、予防保全による下水道施設の機能維持を図ります。

安全確保の実施方針

下水道施設の老朽化対策を計画的に行い、汚水管渠に起因する道路陥没、処理場・ポンプ場機能停止に起因する溢水や使用制限をなくします。

耐震化の実施方針

「焼津市公共下水道総合地震計画」に基づき、重要度を踏まえた耐震化対策を計画的に行います。

長寿命化の実施方針

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果を反映した「焼津市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、今後の点検調査と改築更新を実施するとともに、そのデータを蓄積し、定期的に計画を見直し、改善していきます。

統合や廃止の推進方針

1つの処理区での運用であるため、統合や廃止する施設はありませんが、改築更新の際は、将来の処理水量に応じた施設規模として改築更新を実施します。

(10) 港湾施設

点検・診断等の実施方針

施設の大規模な変状や荷役作業等の施設利用に支障となる異常を発見するため、日常点検を実施します。また、変状の発生及び進行を効率的かつ早期に発見することを目的として、点検診断計画に基づき、定期点検診断を計画的に行います。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

対象施設の維持管理にあたり、損傷劣化が軽微な段階で、小規模な対策を頻繁に行うことにより、施設の利用に及ぼす影響を極力小さくし、供用期間中に要求性能が満たされない状態に至らないように性能の低下を予防することとします。また、この維持管理についての基本的な考え方に基づいて、対象施設を構成する部材を主要部材とその他の部材に区分して、部材ごとに適切な維持管理レベルを設定します。

安全確保の実施方針

異常時における点検診断は、過大な外力が作用し、施設に突発型の変状が発生した可能性がある場合に、これを把握することを目的としてできるだけ早期に一般臨時点検診断を実施します。また、各施設における異常時として、「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」（一般財団法人沿岸技術研究センター）を参考に、地震時と荒天時等を想定します。

耐震化の実施方針

耐震岸壁及び公共南2号岸壁（耐震）の2岸壁は耐震整備済みであり、避難施設のうち、公共北野積場1号に整備した津波避難タワーが耐震整備済みのため、それ以外の港湾施設について耐震化対策を検討します。

長寿命化の実施方針

主要部材においては、供用期間中に部材の性能に影響を及ぼす変状の発生（維持管理上の限界状態）が予測されますが、維持管理段階において予防保全的な対策を実施することを設計時点から計画しておくことで、維持管理上の限界状態に至る前に維持補修を行います。

また、その他の部材においては、供用期間中に変状の発生により部材の性能低下が予想されますが、予防保全的な対策が困難あるいは不経済な場合は、部材の要求性能が満たされなくなる前に事後保全的な対策を行います。

(11) 生活排水処理関連施設

点検・診断等の実施方針

コミュニティプラント管渠は全路線の点検・診断を実施し、コミュニティプラント施設は継続して日常点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

計画的な修繕、日常点検及び診断を継続して行い、その結果をもとに改築更新計画を検討します。

安全確保の実施方針

業務委託を活用し、不具合箇所の早期発見及び修繕により施設の安全確保に努めます。

耐震化の実施方針

改築更新計画策定時に耐震化対策を検討します。

長寿命化の実施方針

改築更新計画策定時にライフサイクルコストの削減を検討します。

統合や廃止の推進方針

改築更新計画策定時に将来の処理人口及び水量を考慮し、施設規模の最適化を検討します。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取組体制の構築方針

各部局が所管する公共施設等の情報について横断的かつ一元的な管理を行い、公共施設等を効率的に維持管理することができる統括管理部門を設置するものとします。

この組織は、市の横断的な組織として各部局の調整機能を発揮し、各部局が所管する資産のすべてのデータについて情報収集の権限を有するとともに、公共施設等のマネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行います。

また、市長のトップマネジメントを支援する組織として公共施設マネジメント対策本部を設置し、各計画の検討及び進捗の管理を図るとともに、財政部局と直接的または密接に連携することで、市の経営戦略を支援できる組織体制とします。

2 計画の進行管理

公共施設等に関する情報の全庁的な一元管理を行うため、統合データベースを構築し、経営戦略の検討や公共施設等の管理・運用に活用します。また、計画の進行管理を図るため、適切な時期にフィードバックを実施できるPDCAサイクルを構築します。

(1) 統合データベース

公共施設等の戦略的経営に資するため、公共施設等の総合的かつ一元的な維持管理に向けて、統合データベースを構築します。統合データベースは、建物系公共施設、土木インフラ施設及び市有地を対象とし、これらの異なるデータ構造を持つ市保有のほぼすべての公共施設等のデータベースに瞬時にアクセスでき、複数の施設を跨いで情報の検索や図表化の機能を有するシステムとします。また、新公会計における固定資産台帳との連携が図れるようにするなど、段階的な拡張性も備えるものとします。

図4-1 情報一元化の概念図

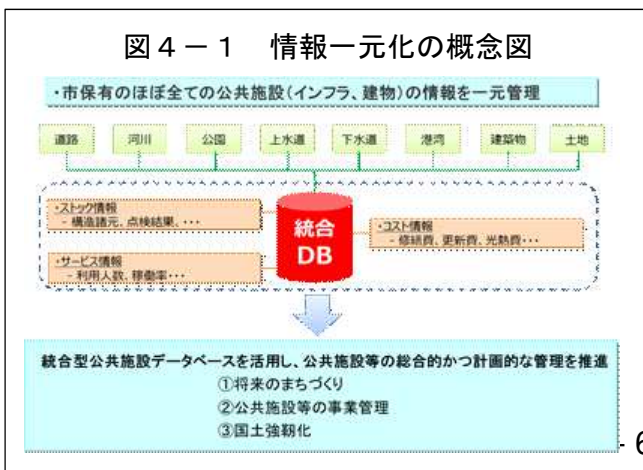


図4-2 データ構造の概念図

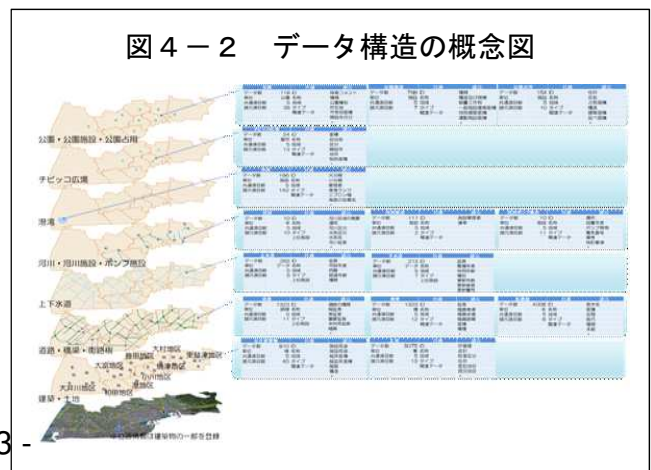


図4-3 統合データベースの簡易集計機能

機能① 簡易集計 データの統合化により、市が管理する公共施設の総量把握が容易に

インフラの総量把握

例) 施設数や占める割合などをグラフ、表を用いて同時に集計表示

例) 公共施設の供用年数や利用状況をエリア別で簡単に集計表示

簡易集計機能

図4-4 統合データベースの検索機能

機能② 検索 キーワード検索やエリアによる絞り込み検索が可能

キーワード検索

キーワードを含む施設を一覧表示
例) キーワードを付食いで検索

エリアによる絞り込み

エリアに含まれる公共施設と子母施設を一覧表示
例) タイプが公共施設と子母施設とし、エリアを法津地区で検索

※その他: 条件の組み合わせなどによる各種検索が可能 (例: キーワードとエリア、供用年数、etc)

図4-5 統合データベースのグラフ化機能

機能③ グラフ化 全ての公共施設のLCC(ライフサイクルコスト)を見える化

今後40年のLCCをグラフ表示

LCC分析

個別施設の費用をグラフ表示

※年毎の施設ごとの維持管理費をグラフで表示

・年度ごとの中長期の維持管理費を同時にグラフで表示

図4-6 統合データベースのスケジュール機能

機能④ スケジュール機能 工事の時期や作業工程の調整が効率的に

工事・工種一覧

ガントチャート

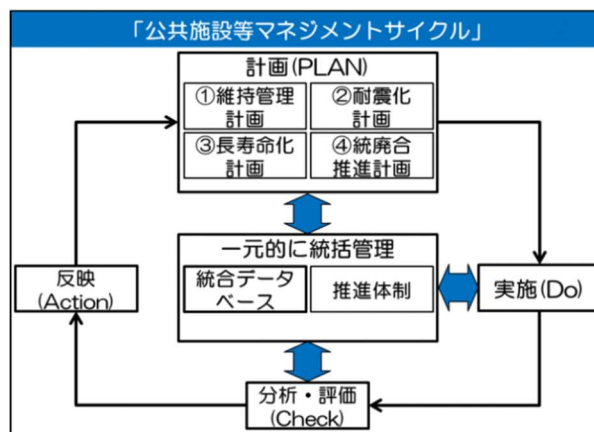
工事費などをグラフ化

・部署を横断して同一路線の関連工事情報を共有化
・工事工程などの調整が効率化

(2) PDCAサイクルによるフォローアップ

公共施設等のマネジメントを確実に実践していくため、情報を一元的に統括管理しながら、計画 (Plan)、実施 (Do)、分析・評価 (Check) により、公共施設等総合管理計画に反映 (Action) し、随時、計画の見直しを行いつつながら推進する体制を構築します。(図4-7)

図4-7 公共施設等総合管理のPDCAサイクルイメージ



本計画におけるP D C Aサイクルを確実に実施していくために、更新のタイミングや実施内容について、以下のように明確にします。

【計画期間30年（H27～R26）】

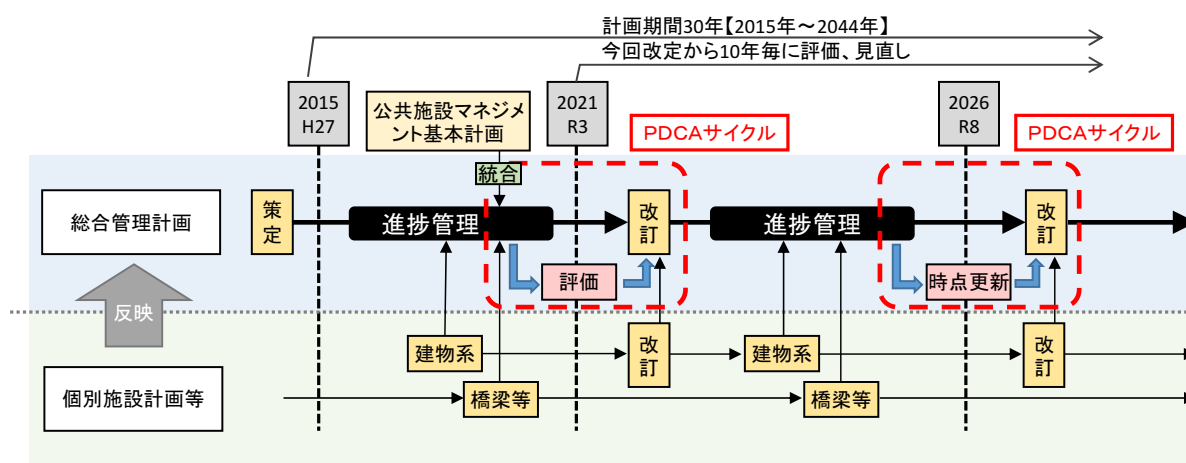
- ・ 10年ごとの更新時の実施内容
 - ① 施設の状況、人口・財政状況の時点更新
 - ② 各施設の個別施設計画の反映
 - ③ 管理に関する基本的な方針の見直し
 - ④ 目標値に対する評価
 - ⑤ 現状を踏まえた目標値の見直し 等

- ・ 中間（概ね5年ごと）の実施内容

上記の①②③（※③は必要に応じて見直し）

また、今後のP D C Aサイクルを踏まえた改訂のイメージは図4-8のとおりです。

図4-8 本計画のP D C Aサイクルを踏まえた改訂イメージ



焼津市公共施設等総合管理計画

〒425-8502 静岡県焼津市本町 2-16-32

焼津市 行政経営部 行政経営課 公共施設マネジメント担当

TEL : 054-626-1162 FAX : 054-627-9334

Email : keiei@city.yaizu.lg.jp